

カナダ
商標法

2020年7月01日最終改正

2020年8月11日現行法

目次

簡略名称

第1条 簡略名称

解釈

第2条 定義

第2.1条 人への言及

第3条 採用されたとみなされる場合

第4条 使用されたとみなされる場合

第5条 公知とみなされる場合

第6条 標章又は名称が混同を生じる場合

不公正競争及び禁止標章

第7条 禁止事項

第8条 適法使用の保証

第9条 禁止標章

第10条 追加禁止事項

第10.1条 追加禁止事項

第11条 追加禁止事項

第11.1条 追加禁止事項

地理的表示

第11.11条 定義

第11.12条 一覧

第11.13条 異議申立書

第11.14条 ぶどう酒に関する表示採用の禁止

第11.15条 農産物又は食品に関する表示採用の禁止

第11.16条 権限付与時における例外

第11.17条 継続使用-ぶどう酒又は蒸留酒

第11.18条 不使用に関する例外

第11.19条 手続を行わない場合の例外

第11.2条 取得した権利-ぶどう酒

第11.21条 一覧からの除去

第11.22条 CETAの表示

第11.23条 カナダ-韓国間の表示

第 11.24 条 総督の権能

登録可能な商標

第 12 条 商標登録可能な場合

第 13 条 [廃止]

第 14 条 [廃止]

第 15 条 混同を生じる標章の登録

商標登録をすることができる者

第 16 条 登録資格

登録の有効性及び効果

第 17 条 先の使用等に関する登録の効果

第 18 条 登録無効の場合

第 19 条 登録により付与される権利

第 20 条 侵害

第 21 条 混同を生じる標章の同時使用

第 22 条 営業権の毀損

証明標章

第 23 条 証明標章の登録

第 24 条 証明標章と混同を生じる商標の登録

第 25 条 記述的な証明標章

商標登録簿

第 26 条 登録簿

第 27 条 不公正競争法に基づく登録簿

第 28 条 商標代理人の一覧

第 29 条 公衆の利用

第 29.1 条 記録の破棄

商標登録出願

第 30 条 出願の要件

第 31 条 標準文字

第 32 条 特定の場合の更なる証拠

第 33 条 出願日

第 34 条 外国出願日がカナダ出願日とみなされる場合

第 35 条 権利の部分放棄

第 36 条 放棄

第 37 条 出願が拒絶される場合

第 38 条 異議申立書

第 39 条 出願が容認される場合

商標登録

第 40 条 商標登録

登録簿の補正

第 41 条 登録簿の補正

第 42 条 送達代理人

第 43 条 追加の説明

第 44 条 情報提供の通知

第 44.1 条 登録官が修正を要請する場合

第 45 条 登録官は使用者の証拠提出を請求することができる

登録更新

第 46 条 更新

第 46.1 条 商品又はサービスの更新

期間延長

第 47 条 期間延長

第 47.1 条 第 45 条に基づく手続き

移転

第 48 条 移転可能な商標

商標使用目的の変更

第 49 条 目的の変更

ライセンス

第 50 条 商標使用のライセンス

第 51 条 関連会社による商標の使用

違反及び罰則

第 51.01 条 商品の販売等

輸入及び輸出

解釈

第 51.02 条 定義

禁止

第 51.03 条 輸入又は輸出の禁止

支援請求

第 51.04 条 支援請求

留置商品に関連する措置

第 51.05 条 税関職員による情報提供

第 51.06 条 救済を追求するための情報の提供

第 51.07 条 第 51.05 条による情報の利用に関する制限

第 51.08 条 検査

第 51.09 条 手数料に対する責任

責任の不存在

第 51.10 条 責任の不存在

留置商品に関連する裁判所の権能

第 51.11 条 裁判所への申請

第 51.12 条 商標所有者に対する損害賠償

商標代理人

第 51.13 条 秘匿特権付通信

訴訟手続

第 52 条 定義

第 53 条 一時保管手続

第 53.1 条 大臣による留置手続

第 53.2 条 裁判所の救済付与権限

第 53.3 条 変更のない状態 - 輸出, 販売又は流通

第 54 条 証拠

第 55 条 連邦裁判所の管轄権

第 56 条 上訴

第 57 条 連邦裁判所の専属管轄権

第 58 条 提訴手続

第 59 条 理由申立の通知

第 60 条 登録官による書類の移送

第 61 条 判決

通則

第 62 条 執行

第 63 条 登録官

第 64 条 電子的形式及び手段

第 65 条 規則

第 65.1 条 規則 - マドリッド議定書とシンガポール条約

第 65.2 条 規則

第 66 条 期間延長

ニューファウンドランド

第 67 条 1949 年 4 月 1 日前の商標登録

第 68 条 1949 年 4 月 1 日前の商標又は商号の使用

経過規定

第 68.1 条 表示「ボーフォール」の使用

第 68.2 条 第 38 条(2)(a.1)の不適用

第 69 条 [廃止]

第 69.1 条 公告されていない出願

第 70 条 公告された出願

第 71 条 使用宣言

第 72 条 登録商標—発効前に提出された出願

第 73 条 登録商標

簡略名称

第1条 簡略名称

本法は、商標法として引用することができる。

解釈

第2条 定義

本法において、

「**証明標章**」とは、

- (a) 商品又はサービスの特性又は品質、
- (b) 商品が生産され又はサービスが提供される作業条件、
- (c) 商品の生産者又はサービスの提供者の属する部類、又は
- (d) 商品が生産され又はサービスが提供される地域、

に関し、規定基準の商品又はサービスを、その規定基準外の商品又はサービスから識別する目的で又は識別するように使用されるか、又は使用を提案される標識又は標識の組合せをいい、

「**混同を生じる**」とは、これが商標又は商号の形容詞として適用されるときは、第6条に述べる方法及び事情において、その使用が混同を生じさせる虞のある商標又は商号をいい、

「**条約**」とは、1883年3月20日調印のパリ同盟条約、更にカナダがその同盟国となった1954年7月1日前及び後にされた同条約の修正及び改正のすべてをいい、

「**本国**」とは、

- (a) 商標登録出願人が出願日に実効的な工業又は商業施設を有する同盟国、
- (b) 商標登録出願人が出願日に(a)に示す施設を同盟国の1において有していなかったときは、その日に出願人が自己の住所を有していた同盟国、又は
- (c) 商標登録出願人が出願日に(a)に示す施設又は(b)に示す住所の何れも同盟国の1に有していなかったときは、出願人がその日に市民権又は国籍を有していた同盟国をいい、

「**同盟国**」とは、

- (a) 条約に基づいて構成された工業所有権の保護に関する同盟の加盟国である国、又は
- (b) WTO加盟国をいい、

「**識別性ある**」とは、商標に関しては、所有者がそれを使用する商品若しくはサービスを、他人の商品若しくはサービスから実際に識別する商標、又はそれらを識別するのに適した商標をいい、

「**識別性ある外観**」[廃止]

「**地理的表示**」とは、WTO加盟国の1の領域内、又はその領域内の地域若しくは地方の1を原産とし、ぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品の品質、評判又はその他の特性がその原産地に本質的に帰する、附則に記載されているカテゴリのぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品を識別する表示をいう。

「**所有者**」とは、証明標章に関しては、規定基準を設定した者をいい、

「**包装**」[廃止]

「**者**」とは、取引、事業又はその促進に従事している何れかの合法的な労働組合及び何れかの合法的な組織、並びに何れかの国、州、県、市又はその他組織化された行政地域の行政当局を含み、

「**利害関係人**」とは、登録簿への何らかの記入、又は本法に基づく若しくは反する何らかの行為若しくは不作為、又は企図された作為若しくは不作為により影響を受ける者、又は影響を受ける可能性があると合理的に懸念する者を含み、かつ、カナダ司法長官を含み、

「所定の」とは、規則によって、又は規則に基づいて定められたことをいい、

「使用予定商標」[廃止]

「保護された地理的表示」とは、第 11.12 条(1)により備えられる一覧に掲載されている地理的表示をいい、

「登録簿」とは、第 26 条に基づいて備えられる登録簿をいい、

「登録商標」とは、登録簿に記載されている商標をいい、

「登録使用者」[廃止]

「登録官」とは、第 63 条(1)に規定された商標登録官をいい、

「関連会社」とは、2 以上の会社からなる集団を構成する会社であって、その内の 1 の会社が、他の会社の議決権を有する発行株式の過半数を、直接的に又は間接的に、所有又は管理するものをいい、

「送達代理人」[廃止]

「標識」とは、語、個人名、図案、文字、数字、色彩、図形的要素、立体形状、ホログラム、動画、商品包装の形態、音声、におい、味覚、質感、標識の配置を含み、

「商標」とは

(a) ある者によって、商品又はサービスを他者のそれらと識別する目的で又は識別するために使用され、又は使用が提案されている標識又は標識の組合せ、又は、

(b) 証明標章をいう。

「商号」とは、法人、パートナーシップ又は個人の名称であるか否かを問わず、それに基づいて何らかの事業が遂行される名称をいい、

「使用」とは、商標に関して、第 4 条により、商品又はサービスに付随した使用とみなされる何らかの使用をいい、

「商品(wares)」[廃止]

「WTO 協定」とは、世界貿易機関協定施行法第 2 条(1)による「協定」をいい、

「WTO 加盟国」とは、WTO 協定第 1 条により設立された世界貿易機関の加盟国をいう。

第 2.1 条 人への言及

文脈で別段の定めがない限り、本法における商標に関連する人物への言及には、合意により、双方全員の代理とする場合を除き、カナダでその商標を使用する権利がない 2 以上の者が含まれる。

第 3 条 採用されたとみなされる場合

商標は、ある者若しくはその前権利者がカナダでその商標を使用し始めたか若しくはカナダでそれを公知とさせ始めた時、又はその者若しくはその前権利者が以前に使用していなかった若しくは公知とさせなかった場合において、その者若しくはその前権利者がカナダで登録出願をした時に、採用されたものとみなされる。

第 4 条 使用されたとみなされる場合

(1) 商標は、ある商品の所有又は占有を移転する時に、通常の業として、その商標が商品自体に若しくはその商品の流通に用いられる包装上に付随されている場合、又は所有又は占有の移転を受けた者がその付随をその時に認知できような他の方法で商品に付随される場合は、

その商品に付随して使用されたものとみなされる。

同前

(2) 商標は、あるサービスの提供中又はその広告中にその商標が使用され若しくは展示された場合は、そのサービスに付随して使用されたものとみなされる。

輸出による使用

(3) 商品又は商品を含む包装にカナダで付された商標は、その商品がカナダから輸出されるときは、その商品に付随してカナダで使用されたものとみなされる。

第5条 公知とみなされる場合

商標が、カナダ以外の同盟国内で、商品又はサービスに付随してある者により使用され、かつ、次に該当する限り、当該商標はカナダでもその者により公知にされたものとみなされる。

(a) その商標を付した商品がカナダで流通し、又は

(b) その商標を付した商品又はサービスが、

(i) その商品又はサービスの潜在的取引業者又は使用者間の通常の商取引の中で、カナダにおいて配布された何らかの印刷刊行物において広告され、又は

(ii) その商品又はサービスの潜在的取引業者又は使用者によりカナダで一般的に受信することができるラジオ放送において広告され、

かつ、当該商標が、その流通又は広告を理由として、カナダで著名となった場合

第6条 標章又は名称が混同を生じる場合

(1) 本法の適用上、1の商標又は商号が使用されたときに、本条に述べる方法及び事情において他の商標又は商号との混同を生じさせる虞がある場合は、最初にいう商標又は商号は、最後にいう商標又は商号との混同を生じさせる。

混同—他の商標を伴う商標

(2) 商標の使用は、同一地域内の両方の商標の使用が、それらの商標に関連する商品又はサービスが同一人により製造され、販売され、賃貸され、賃借され、若しくは提供されていると推定されるに至る虞がある場合は、その商品又はサービスが同一の一般分類に属するか又はニース分類の同一の類に掲載されているか否かを問わず、他の商標との混同を生じさせる。

混同—商号を伴う商標

(3) 同一地域内で1の商標と1の商号の両方が使用されたときに、その商標を伴う商品又はサービスとその商号に基づいて遂行される業務に関連する商品又はサービスが、同一人により製造、販売、賃貸、賃借若しくは提供されていると推定させるに至る虞のある場合は、その商品又はサービスが同一の一般分類に属するか又はニース分類の同一の類に掲載されているか否かを問わず、その商標の使用は当該商号との混同を生じさせる。

混同—商標を伴う商号

(4) 同一地域内で1の商号と1の商標の両方が使用されたときに、その商号に基づいて遂行される業務に関連する商品又はサービスとその商標を伴う商品又はサービスが、同一人により製造、販売、賃貸、賃借若しくは提供されていると推定させるに至る虞のある場合は、その商品又はサービスが同一の一般分類に属するか又はニース分類の同一の類に掲載されているか否かを問わず、その商号の使用は当該商標との混同を生じさせる。

考慮事項

(5) 裁判所又は場合により登録官は、商標又は商号が混同を生じているか否かを判断するに当たり、次を含むすべての事情について考慮しなければならない。

(a) 商標又は商号に固有の識別性及びそれらが公知となった程度

(b) 商標又は商号の使用期間の長さ

(c) 商品、サービス又は業務の内容

(d) 取引の内容、及び

(e) 商標間又は商号間において、外観、音響又はそれらが示唆する観念における類似の程度

不公正競争及び禁止標章

第7条 禁止事項

何人も、次の行為を一切してはならないものとする。

- (a) 競業者の業務，商品又はサービスの信用を毀損する虞のある，虚偽の又は誤認させる陳述をすること
- (b) 自己の商品，サービス又は業務に公衆の注意を喚起する行為を開始する時に，カナダにおいてその者の商品，サービス又は業務と他人の商品，サービス又は業務との間に混同を生じさせるか又は生じさせる虞がある方法で，その注意を喚起すること
- (c) 注文又は請求されたものとして又はこれに代えて，他の商品又はサービスを詐称通用すること，又は
- (d) 商品又はサービスに関する次の事項について，重要な点において虚偽であり，かつ，公衆を誤認させる虞のある何らかの表示を商品又はサービスに付随させて使用すること
 - (i) 特性，品質，数量又は構成
 - (ii) 原産地，又は
 - (iii) 製造，生産又は提供の形態
- 又は
- (e) [廃止]

第8条 適法使用の保証

ある商標又は商号を付した商品，若しくはこれを包装に付した商品の所有又は占有を業として移転する者はすべて，その移転前に書面により別段の表明を行わない限り，その商標又は商号が当該商品に付随して適法に使用されており，かつ，使用することができることを，その所有又は占有の移転先の者に対し保証するものとみなす。

第9条 禁止標章

- (1) 何人も，次のものからなる標章又はこれと誤認を生じる虞がある程に類似する標章を，商標その他として，その業務に関連して採用してはならない。
 - (a) 女王陛下の紋章，頂飾又は旗章
 - (b) 王室一員の紋章又は頂飾
 - (c) 総督の旗章，紋章又は頂飾
 - (d) 商品又はサービスに付随して使用される語又は標識であって，その商品又はサービスが，国王，総督若しくは政府の支援，承認又は許可を受けたものであるか，又はそれらに基づいて生産され，販売され若しくは提供されていると信じさせる虞のあるもの
 - (e) カナダ又はカナダの州又は自治体が常時採用及び使用する紋章，頂飾又は旗章であって，カナダ政府又は当該の州若しくは自治体からの要請で，登録官がその採用及び使用を公示したもの
 - (f) スイス連邦の旗章の色使いを逆にした白地に赤十字の記章であって，1949年の戦争犠牲者の保護に関するジュネーブ条約により，軍隊の医療班の記章であって識別性ある標識とされ，かつ，カナダ赤十字で使用されているもの，又は「赤十字」若しくは「ジュネーブ十字」の表現

(g) (f)に規定の目的と同一の目的で採用された，白地に赤新月の記章

(g.1) 第3議定書の記章—通常「赤いひし形」と称する—ジュネーブ条約法の附則VII第2条(2)にいい，(f)に規定の目的と同一の目的で採用された，白地に赤枠のひし形からなるもの

(h) イランで(f)に規定の目的と同一の目的で使用される，赤のライオン及び太陽と同等の標識

(h.1) ジュネーブ条約法の附則V第66条(4)にいう(オレンジ地に青の正三角形の)民間防衛対策活動の国際的な識別性ある標識

(i) 同盟国の1の何れかの地域若しくは都市の旗章，又は国家，地域若しくは都市の紋章，頂飾又は記章であって，その旗章，紋章，頂飾又は記章が，条約第6条の3に基づいて伝達され，又は同条に基づくWTO協定の付属書類1Cに記載された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づく義務により伝達された一覧に記載されたものであり，登録官が当該伝達について公示したもの

(i.1) 同盟国の1で採用された，管理又は保証を示す何れかの公式標識若しくは刻印であって，その標識若しくは刻印が，条約第6条の3に基づいて伝達され，又は同条に基づくWTO協定の付属書類1Cに記載された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づく義務により伝達された一覧に記載されたものであり，登録官が当該伝達について公示したもの

(i.2) 同盟国の何れか1の国旗

(i.3) 何れかの国際的な政府間組織の何れかの紋章，旗章若しくは他の記章，又は名称の略称であって，その紋章，旗章，記章又は略称が，条約第6条の3に基づいて伝達され，又は同条に基づくWTO協定の付属書類1Cに記載された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づく義務により伝達された一覧に記載されたものであり，登録官が当該伝達について公示したもの

(j) 中傷的，猥雑又は非道徳的な何らかの語又は図形

(k) 現存する個人との関連を虚偽的に示唆する虞がある何らかの事項

(l) 現存する若しくは過去30年以内に死亡した個人の肖像又は署名

(m) 「国際連合」という語，若しくは国際連合の公式の印章又は記章

(n) 何れかの徽章，頂飾，記章又は標章であって，

(i) 国防法に則って，カナダ国軍により採用若しくは使用されるもの，

(ii) 何れかの大学のもの，又は

(iii) 商品又はサービスの公式標章としてカナダの何れかの公的機関により採用若しくは使用されるものであり，登録官が，国，大学又は場合により公的機関からの請求により前記の採用又は使用を公示したもの

(n.1) 紋章の授与に関して総督により行使される女王陛下の大権に基づいて授与，記録又は被授与者による使用を許可された紋章であって，総督の要請により登録官がその授与，記録又は使用を公示したもの，又は

(o) 「カナダ王立騎馬警察」の名称又は「R. C. M. P.」若しくはその他カナダ王立騎馬警察に関する文字の何らかの組合せ，又はその制服を着た隊員の図形表示

使用の例外

(2) 本条の如何なる規定も，業務に関連して，次の何れかの標章を商標その他として採用，使用又は登録することを妨げない。

- (a) 国の又は本条により保護を受けることを意図したものとみなすことのできる他の者、団体、当局若しくは組織の同意を得た(1)に述べた標章、又は
- (b) 次のものから構成され、又は次のものと誤認を生じる虞がある程に類似する標章
- (i) (1)(i.1)に記載する公式標識又は刻印。ただし公式標識又は刻印が採用されている商品と同一又は類似する商品に関する場合を除く。又は
- (ii) (1)(i.3)に記載する紋章、旗章、記章又は略称。ただし標章の使用により、その使用者と当該組織間の関連について公衆を誤認させる虞がないことを条件とする。

第 10 条 追加禁止事項

標識又は標識の組合せが、通常かつ善意の商業的慣行により、何らかの商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は生産日を指定するとカナダで認められるに至った場合は、何人もこれを、その商品若しくはサービス又は同一の一般分類に属する他の商品若しくはサービスに付随する商標として採用し又はこれを誤認させる虞がある方法で使用してはならず、また、何人も、その商標と誤認を生じる虞がある程に類似する標識又は標識の組合せをそのように採用又は使用してはならない。

第 10.1 条 追加禁止事項

ある名称が、植物育成者権法に基づく植物品種を指定する名称である場合は、何人もこれを、その植物品種又はこれと同種の他の植物品種に付随する商標として採用し又はこれを誤認させる虞がある方法で使用してはならず、また、何人も、その名称と誤認を生じさせる程に類似する標章をそのように採用又は使用してはならない。

第 11 条 追加禁止事項

何人も、本法第 9 条若しくは第 10 条に反して採用された標識又は標識の組合せを、業務に関連して、商標その他として使用してはならない。

第 11.1 条 追加禁止事項

何人も、第 10.1 条に反して採用された名称を、業務に関連して、商標その他として使用してはならない。

地理的表示

第 11.11 条 定義

(1) 次の定義は、本条及び第 11.12 条から第 11.24 条までに適用される。

「大臣」とは、(2)で指定された大臣をいう。

「責任機関」とは、ぶどう酒若しくは蒸留酒又は附則に記載された農産物若しくは食品に関連して、大臣の見解において、国家的又は商業的利益を理由として、当該ぶどう酒若しくは蒸留酒又は当該農産物若しくは食品について本法に基づく手続の当事者となるのに十分に関連し、及び知識を有する者、事務所又はその他の法主体をいう。

大臣の指定

(2) 総督は、本条及び第 11.12 条から第 11.24 条までの適用上、命令により連邦大臣を大臣に指定することができる。

表示が商標との混同を生じる場合

(3) 第 11.13 条及び第 11.21 条の適用上、農産物又は食品を特定する表示は、表示と商標の両方の同一地域での使用が、表示に関連する農産物又は食品が、商標に関連する商品又はサービスと同一の出所を原産とすると推定されるに至る虞がある場合、商標との混同を生じる。

考慮すべきこと

(4) 第 11.13 条及び第 11.21 条の適用上、表示が商標との混同を生じるか否かを判断する場合、登録官又は場合によって連邦裁判所は、次を含むすべての事情を考慮するものとする。

(a) 領域又は領域内の地域若しくは地方を原産として表示が関連付けられている、農産物又は食品を特定するために表示が使用された期間、及びそれが公知となった程度

(b) 外観若しくは音声又はそれらが示唆する観念を含む、表示と商標の間の類似度、並びに

(c) 商標に関して、

(i) その固有の識別性及びそれが公知となった程度

(ii) 使用期間、及び

(iii) それに関連する商品、サービス又は業務の性質

第 11.12 条 一覧

(1) 登録官の管理の下に、地理的表示一覧を備えなければならない。

大臣の陳述－表示

(2) 表示に関して、(3)に規定されている情報を記載した大臣による陳述が、カナダ知的財産庁のウェブサイト公表されている場合、登録官は、以下の場合、一覧に、表示および陳述に記載された表示の翻訳を入力するものとする。

(a) 第 11.13 条(1)に従って、異論申立書が提出及び責任機関に送達されず、異論申立書の提出期間が満了している場合、又は

(b) 異論申立書が提出及び送達されたが、これが取り下げられ若しくは第 11.13 条(6)に基づいて取下とみなされたか、又は第 11.13 条(7)により拒絶されたか若しくは上訴による最終判決によって拒絶された場合、

大臣の陳述－翻訳

(2.1) 農産物又は食品を特定する一覧に含まれる表示の翻訳に関して、(3.1)に規定されている情報を記載した大臣による陳述がカナダ知的財産庁のウェブサイト公表されている場

合、登録官は、以下の場合、一覧に、当該翻訳を入力するものとする、

(a) 第 11.13 条(1)に従って、異論申立書が提出及び責任機関に送達されず、異論申立書の提出期間が満了している場合、又は

(b) 異論申立書が提出及び送達されたが、これが取り下げられ若しくは第 11.13 条(6)に基づいて取下とみなされたか、又は第 11.13 条(7)により拒絶されたか若しくは上訴による最終判決によって拒絶された場合、

情報一表示

(3) (2)の適用上、大臣による陳述には、次の情報の全てを記載しなければならない。

(a) 表示及び、該当する場合には、農産物又は食品を特定する表示の場合、当該表示の翻訳を一覧に記入するよう大臣が発議する旨

(b) ぶどう酒若しくは蒸留酒を特定する表示の場合、表示がぶどう酒を特定する旨又は表示が蒸留酒を特定する旨

(b.1) 農産物又は食品を特定する表示の場合、農産物又は食品の一般名称及びそれが属する附則に記載されたカテゴリー

(c) ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品の原産地として特定される領域又は領域内の地域若しくは地方

(d) ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品に関する責任機関の名称、及び責任機関の主たる事務所若しくは営業所がカナダにおいて存在する場合は、その住所、更に、責任機関がカナダに事務所又は営業所を有していない場合は、責任機関自体に送達されるのと同じ効果を以って異議申立に関する書類又は手続を送達することができるカナダの個人又は事務所の名称及び住所、

(e) 大臣の見解において地理的表示としての表示適格のあるぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品の品質、評判又はその他の特性、

(f) カナダを原産地として、ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品を特定する表示の場合を除いて、表示は、ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品が原産地として特定されている地域に適用される法律によって保護される旨、及び保護の詳細。

情報一翻訳

(3.1) (2.1)の適用上、大臣による陳述には次のすべての情報を記載しなければならない。

(a) 大臣が翻訳を一覧に記入することを提案する旨

(b) 翻訳に対応する一覧上の表示

(c) 表示が特定する農産物又は食品の一般名称、及びそれが属する附則に記載されたカテゴリー

(d) 農産物又は食品に関連する責任機関の名称、及び責任機関のカナダにおける主たる事務所又は営業所の住所、又は責任機関がカナダに事務所又は営業所を有していない場合は、書類が責任機関自体に送達されるのと同じ効果が得られる、書類を送達できる個人又は事務所の名称及びカナダでの住所

一覧からの削除

(4) 登録官は、次の場合は、表示又は表示の翻訳を一覧から削除するものとする。

(a) 表示又は翻訳を削除すべきことを指定するカナダ知的所有権庁のウェブサイトでの大臣による陳述の公表があったとき、又は

(b) 連邦裁判所が第 11.21 条(1)に基づき、表示又は翻訳の削除を命じた場合

明白な誤記

(5) 登録官は、表示又は表示の翻訳が一覧に記入された日後 6 月以内に、登録の時点で登録官の部局に保管されている当該表示又は翻訳に関する書類から明らかな、その登録の誤記を訂正できる。

登録の証拠

(6) 登録官によって真正であると認証されたとする一覧の登録の写しは、そこに記載された事実の証拠である。

陳述の証拠

(7) 大臣による陳述の証拠は、登録官によって真正であると認証されたとする陳述の写しを作成することによって与えられる。

認証謄本

(8) 登録官は、請求に応じて及び所定の手数料の納付に応じて、一覧上の任意の登録又は大臣による陳述の、登録官が認証した謄本を提供するものとする。

第 11.13 条 異論申立書

(1) 第 11.12 条(2)又は(2.1)にいう陳述がカナダ官報に公表された日後 3 月以内に、利害関係人は、所定の手数料を納付して、異論申立書を登録官へ提出し、かつ、所定の方法で責任機関へ送達することができる。

理由－表示

(2) 表示に対する異論申立書は、次の何れかの根拠に基づく。

(a) 表示が地理的表示ではないとの大臣による陳述が公表されたこと

(b) 表示が、ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品の一般名称として、カナダの一般言語で慣用的な用語と同一であるとの大臣による陳述が公表されたこと

(c) カナダを原産とするぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品を特定する表示を除き、表示が、ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品が原産とすると特定された領域に適用される法律によって保護されていないとの大臣による陳述が公表されたこと

(d) 農産物又は食品を特定する表示の場合、表示が次のものとの混同を生じるとの大臣による陳述が公表されたこと

(i) 登録商標

(ii) 先にカナダで使用されており、かつ、放棄されていない商標、又は

(iii) 登録出願が先にカナダで出願され、係属中の商標

理由－翻訳

(2.1) 翻訳に関する異論申立書は、次の何れかの理由に基づく。

(a) 翻訳が表示の忠実な翻訳ではないとの大臣による陳述が公表されたこと

(b) 翻訳が、農産物又は食品の一般名称として、カナダの一般言語で慣用的な用語と同一であるとの大臣による陳述が公表されたこと

(c) 翻訳が次のものとの混同を生じるとの大臣による陳述が公表されたこと

(i) 登録商標

(ii) 先にカナダで使用されており、かつ、放棄されていない商標、又は

(iii) 登録出願が先にカナダで出願され、係属中の商標

内容

(3) 異論申立書には、次を記載する。

(a) 責任機関が答弁可能な程度に十分に詳細が記載された異論申立の理由、並びに

(b) 異論申立人のカナダでの主たる事務所又は営業所の住所があるときは、その住所、また、カナダに事務所又は営業所を有していない場合は、国外での主たる事務所又は営業所の住所及び当該異論申立人に送達するのと同じ効果を以って異論申立に関する書類を送達することができるカナダの個人又は事務所の名称及び住所

取るに足らない異論申立

(3.1) 責任機関が答弁書を提出する日前の任意の時点で、登録官は、責任機関の請求に応じて又は自身の主導で、申立書が決定のための実質的な問題を提起しないとみなす場合、異論申立書を却下することができ、かつ、異論申立人及び責任機関に自身の決定を通知するものとする。

無効にする権限

(3.2) 責任機関が答弁書を提出する日前の任意の時点で、登録官は、責任機関の請求に応じて、異論申立書の全部又は一部が、次の場合に、その全部又は一部を無効にできる。

(a) (2) 又は(2.1)に規定する何れの理由にも基づかない場合、又は

(b) 責任機関がそれに対応できるほど十分詳細に異論申立の理由を記載していない場合

答弁書

(4) 責任機関に異論申立書が送達された後2月以内に、責任機関は、登録官に答弁書を提出し、所定の方法で異論申立人に写しを送達することができる。責任機関がこの答弁書の提出と送達をしない場合、表示又は翻訳は、第11.12条(1)に基づき保持されている一覧に記入してはならないこととする。答弁書は、責任機関が異論申立に対応する意思があることを述べるだけで十分である。

証拠及び聴聞

(5) 申立人及び責任機関の何れも、所定の方法で、登録官に対して証拠を提出し、かつ、説明する機会が与えられる。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 責任機関が(4)に従う答弁書を提出及び送達していないか、又は所定の事情で、責任機関が証拠若しくは証拠の提出を希望しない旨の当該責任機関の陳述書を提出しない場合、又は

(b) 異論申立が取り下げられたか若しくは(6)に基づいて取下とみなされた場合

送達

(5.1) 異論申立人及び責任機関は、所定の方法により及び所定の期間内に、登録官に提出する証拠及び書面による説明を相互に提供するものとする。

証拠なし－異論申立人

(6) 所定の事情で、異論申立人が証拠又は証拠の提出を希望しない旨の異論申立人の陳述書を提出しない場合は、その異論申立は取下とみなされる。

証拠なし－責任機関

(6.1) 所定の事情において、責任機関が、証拠又は責任機関が証拠の提出を望まない旨の陳述を提出せず、かつ、送達しない場合、表示又は翻訳は一覧には記入されないものとする。

決定

(7) 異議申立人及び責任機関の証拠及び説明を考慮した後、登録官は、その表示が地理的表示には該当しないか又は異議申立を拒絶するかを決定し、その決定及び決定の理由を両当事者に通知しなければならない。

翻訳に対する決定の影響

(8) 登録官は、表示に関して異論申立を登録官が受理する場合、又は上訴が行われた場合、異論申立が上訴で下された最終判決で受理されたとき、一覧に表示の翻訳を記入しないものとする。

第 11.14 条 ぶどう酒に関する表示採用の禁止

- (1) 何人も、業務に関連して、次のものを商標その他として採用してはならない。
- (a) ぶどう酒を特定する保護された地理的表示であって、当該地理的表示に表示されている領域を原産としないぶどう酒に関したもので、又は
- (b) そのぶどう酒に関した当該地理的表示の何れかの言語への翻訳。

禁止される使用

- (2) 何人も、業務に関連して、次のものを商標その他として使用してはならない。
- (a) ぶどう酒を特定する保護された地理的表示であって、当該地理的表示に表示されている領域を原産としないぶどう酒に関したもので、又は(1)に反して採用されたもので、又は
- (b) そのぶどう酒に関した当該地理的表示の何れかの言語への翻訳。

禁止される使用

- (3) 何人も、業務に関連して、次のものを商標その他として使用してはならない。
- (a) ぶどう酒を特定する保護された地理的表示であって、当該ぶどう酒が当該領域に適用される法律に従って生産又は製造されていないものであった場合には、当該地理的表示に示されている領域を原産とするぶどう酒に関するもので、又は
- (b) そのぶどう酒に関する地理的表示の何れかの言語への翻訳。

蒸留酒に関する表示採用の禁止

- (4) 何人も、業務に関連して、次のものを商標その他として採用してはならない。
- (a) 蒸留酒を特定する保護された地理的表示であって、当該地理的表示に表示されている領域を原産としない蒸留酒に関したもので、又は
- (b) その蒸留酒に関する地理的表示の何れかの言語への翻訳。

禁止される使用

- (5) 何人も、業務に関連して、次のものを商標その他として使用してはならない。
- (a) 蒸留酒を特定する保護された地理的表示であって、当該地理的表示に表示されている領域を原産としない蒸留酒に関したもので、又は(4)に反して採用されたもので、又は
- (b) その蒸留酒に関する地理的表示の何れかの言語への翻訳。

禁止される使用

- (6) 何人も、業務に関連して、次のものを商標その他として使用してはならない。
- (a) 蒸留酒を特定する保護された地理的表示であって、当該蒸留酒が当該領域に適用される法律に従って生産又は製造されていないものであった場合には、当該地理的表示に示されている領域を原産とする蒸留酒に関するもので、又は
- (b) その蒸留酒に関する地理的表示の何れかの言語への翻訳。

第 11.15 条 農産物又は食品に関する表示採用の禁止

- (1) 何人も、業務に関連して、次のものを商標その他として採用してはならない。
- (a) 農産物又は食品を特定する保護された地理的表示であって、当該地理的表示に示されて

いる領域を原産としない，同一カテゴリーに属する農産物又は食品に係る附則に記載されたカテゴリーの農産物又は食品に関するもの，又は

(b) その農産物又は食品に関して保護された地理的表示に係る第 11.12 条(1)に基づいて備えられた一覧における翻訳。

禁止される使用

(2) 何人も，業務に関連して，次のものを商標その他として使用してはならない。

(a) 農産物又は食品を特定する保護された地理的表示であって，当該地理的表示に示されている領域を原産としない，同一カテゴリーに属する農産物又は食品に係る附則に記載されたカテゴリーの農産物又は食品に関するもの，又は(1)に反して採用されたもの，又は

(b) その農産物又は食品に関して保護された地理的表示に係る第 11.12 条(1)に基づいて備えられた一覧における翻訳。

禁止される使用

(3) 何人も，業務に関連して，次のものを商標その他として使用してはならない。

(a) 農産物又は食品を特定する保護された地理的表示であって，当該農産物又は食品が当該領域に適用される法律に従って生産又は製造されていないものであった場合には，当該地理的表示に示されている領域を原産とする同一カテゴリーに属する農産物又は食品に係る附則に記載されたカテゴリーの農産物又は食品に関するもの，又は

(b) その農産物又は食品に関して保護された地理的表示に係る第 11.12 条(1)に基づいて備えられた一覧における翻訳。

第 11.16 条 権限付与時における例外

(1) 第 11.14 条及び第 11.15 条並びに第 12 条(1)(g)から(h.1)までは，商標その他として，保護された地理的表示又はその何れかの言語への翻訳を，業務に関連して，責任機関の同意を得て，採用，使用若しくは登録することを妨げない。

個人名に関する例外

(2) 第 11.14 条及び第 11.15 条は，公衆を誤認させる虞のある方法で名称が使用される場合を除き，業として，ある者がその者の名称又はその前権利者の名称を使用することを妨げない。

比較広告に関する例外

(3) 第 11.14 条及び第 11.15 条は，ある者が，比較広告において，保護された地理的表示又はその何れかの言語への翻訳を使用することを妨げない。

ラベル又は包装に適用されない例外

(4) (3)は，ラベル上又は包装上での比較広告には適用されない。

第 11.17 条 継続使用—ぶどう酒又は蒸留酒

(1) 第 11.14 条は，ぶどう酒又は蒸留酒を特定する保護された地理的表示又はその何れかの言語への翻訳の継続的及び類似する使用であって，商品又はサービスについての何れかの業務又は営業活動に関してその地理的表示又は翻訳を

(a) 1994 年 4 月 15 日前に善意で，又は

(b) その日前少なくとも 10 年間，

継続的に使用していたカナダ国民による使用には適用されない。

「カナダ国民」の定義

(2) 本条(1)の適用上、「カナダ国民」とは、次の者を含む。

(a) カナダ市民

(b) 移民難民保護法第2条(1)の範囲内における定住者であって、その者がカナダ市民権の申請に最初に適格となった後カナダに通常居住していた期間が1年以内である者、及び

(c) カナダで業務を行う法主体

使用 - 一定のチーズ

(3) 第11.15条は、ある者又はその前権利者が、2013年10月18日前に、附則に記載されているチーズのカテゴリーの農産物又は食品についての業務又は営業活動に関して、表示又は翻訳を使用していた場合には、業務に関連して、表示「アジアーゴ(Asiago)」、「フェタ(Feta)」、「フェタ(Φέτα)」(Feta)、「フォンティーナ(Fontina)」、「ゴルゴンゾーラ(Gorgonzola)」若しくは「ミュンスター(Munster)」又はそれらの何れかの言語への翻訳の何れかを使用することに対しては適用されない。

限定的用語を伴う使用

(4) 第11.15条は、次の場合は、附則に記載されているチーズのカテゴリーの農産物又は食品について、業務に関連して、表示「アジアーゴ(Asiago)」、「フェタ(Feta)」、「フェタ(Φέτα)」(Feta)、「フォンティーナ(Fontina)」、「ゴルゴンゾーラ(Gorgonzola)」若しくは「ミュンスター(Munster)」又はそれらの何れかの言語への翻訳の何れかを使用することに対しては適用されない

(a) 「種類(kind)」、「型式(type)」、「スタイル(style)」又は「模造(imitation)」のような限定的用語が、表示又は翻訳に関連して使用されている場合、及び

(b) チーズの原産地が、チーズ上で若しくは当該チーズが流通される包装上で明瞭に表示され、又は当該チーズの原産についての通知がそのチーズが移転される者へ与えられるように当該チーズに何らかの別の方法で関連付けられる場合。

表示「ボーフォール(Beaufort)」の使用

(5) 第11.15条は、次の場合は、ある者によって、業務に関連して、表示「ボーフォール(Beaufort)」又はその何れかの言語への翻訳を使用することに対しては適用されない。

(a) ある者又はその前権利者が、2013年10月18日前の少なくとも10年の間に、附則に記載されているチーズのカテゴリーの農産物又は食品についての業務又は営業活動に関して、表示又は翻訳を使用していた場合、又は

(b) ある者が、業務又は営業活動に関して、ブリティッシュコロンビア州内のバンクーバー島におけるビューフォート区域の近傍で生産されていたチーズ製品について表示又は翻訳を使用している場合

表示「ニュルンベルガーブラートヴルスト(Nürnberger Bratwürste)」の使用

(6) 第11.15条は、ある者又はその前権利者が、附則に記載されている生、冷凍及び加工肉のカテゴリーの農産物又は食品についての業務又は営業活動に関して、表示又はその翻訳を2013年10月18日前の少なくとも5年の間使用していた場合には、その者によって、業務に関連して、表示「ニュルンベルガーブラートヴルスト(Nürnberger Bratwürste)」又はその何れかの言語への翻訳を使用することに対しては適用されない。

表示「ジャンボンドバイヨンヌ(Jambon de Bayonne)」の使用

(7) 第11.15条は、ある者又はその前権利者が、附則に記載されている乾燥塩漬肉のカテゴ

リーの農産物又は食品についての業務又は営業活動に関して、表示又はその翻訳を 2013 年 10 月 18 日以前の少なくとも 10 年の間使用していた場合には、その者によって、業務に関連して、表示「ジャンボンドバイヨンヌ(Jambon de Bayonne)」又はその何れかの言語への翻訳を使用することに対しては適用されない。

制限

(8) (3)及び(5)から(7)までの適用上、ある者が表示若しくはその翻訳又はその両方を使用する権利を移転したにすぎない場合、その者は前権利者とはならない。

第 11.18 条 不使用に関する例外

(1) 第 11.14 条及び第 11.15 条並びに第 12 条(1)(g)から(h.1)までは、表示が、ぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品が原産として特定された領域に対して適用される法律による保護を終了された場合又は当該領域において不使用となった場合には、業務に関連して、商標その他として、保護された地理的表示又はその何れかの言語への翻訳を採用、使用又は登録することを妨げない。

慣用名称に関する例外

(2) 第 11.14 条及び第 11.15 条並びに第 12 条(1)(g)から(h.1)までは、業務に関連して、次と同一である保護された地理的表示を商標その他として採用、使用又は登録することを妨げない。

(a) ぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品についての一般名称として、カナダの一般言語において慣用的な用語

(b) WTO 協定が発効する日以前にカナダに存在していたぶどう品種の慣用名称、又は

(c) 表示が第 11.12 条(1)に基づいて備えられた一覧に記入される日以前に、カナダに存在していた植物品種又は動物品種の慣用名称

翻訳に関する例外—慣用用語

(2.1) 第 11.14 条及び第 11.15 条並びに第 12 条(1)(g)から(h.1)までは、業務に関連して、ぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品についての一般名称として、カナダの一般言語において慣用的な用語と同一である保護された地理的表示の翻訳を商標その他として採用、使用又は登録することを妨げない。

ぶどう酒についての一般名称に関する例外

(3) 第 11.14 条(1)から(3)まで及び第 12 条(1)(g)は、業務に関連して、ぶどう酒についての次の表示を商標その他として採用、使用又は登録することを妨げない。

蒸留酒についての一般名称に関する例外

(4) 第 11.14 条(4)から(6)まで及び第 12 条(1)(h)は、業務に関連して、蒸留酒についての次の表示を商標その他として採用、使用又は登録することを妨げない。

(a) [廃止]

(b) マール(Marc)

(c) [廃止]

(d) サンブーカ(Sambuca)

(e) ジュネーブ・ジン(Geneva Gin)

(f) ジェニエーヴル(Genièvre)

(g) オランダ・ジン(Hollands Gin)

- (h) ロンドン・ジン(London Gin)
- (i) シュナップス(Schnapps)
- (j) モルト・ウイスキー(Malt Whiskey)
- (k) オー・ド・ヴィー(Eau-de-vie)
- (l) ビターズ(Bitters)
- (m) アニゼット(Anisette)
- (n) キュラソー(Curacao), 及び
- (o) キュラソー(Curaçao)

農産物又は食品についての一般名称に関する例外

(4.1) 第 11.15 条及び第 12 条(1) (h. 1)は、業務に関連して、農産物又は食品についての次の表示を商標その他として採用、使用又は登録することを妨げない。

- (a) バレンシアオレンジ(Valencia Orange)
- (b) オランジュバレンシア(Orange Valencia)
- (c) バレンシア(Valencia)
- (d) ブラックフォレストハム(Black Forest Ham)
- (e) ジャンボンフォレノワール(Jambon Forêt Noire)
- (f) チロルベーコン(Tiroler Bacon)
- (g) ベーコンチロル(Bacon Tiroler)
- (h) パルメザン(Parmesan)
- (i) セントジョージチーズ(St. George Cheese)
- (j) フロマージュサンジョルジュ(Fromage St-George) 及び
- (k) フロマージュサンジョルジュ(Fromage St-Georges)

つづり方の変形

(4.2) (4.1)の適用上、(f)及び(g)に記載された表示は、それらの表示の英語及びフランス語におけるつづり方の変形を含む。

例外—「郡(county)」

(4.3) 第 11.15 条及び第 12 条(1) (h. 1)は、用語「郡」が領域区分又は領域の行政的区分の名称に言及するために使用されている場合には、業務に関連して、農産物又は食品に付随して、当該用語又はその何れかの言語への翻訳を商標その他として採用、使用又は登録することを妨げない。

総督の権能

(5) 総督は、命令により、ぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品に関する表示を場合により追加するか又は削除することによって(3)から(4.1)までを修正することができる。

第 11.19 条 手続を行わない場合の例外

(1) 第 11.14 条及び第 11.15 条は、ある者又はその前権利者による商標の使用がカナダで公知となり、又は当該商標がその者によりカナダで登録されてから 5 年以内に、その者によるその商標の使用又は採用に関して両条を執行する如何なる手続も取られていない場合は、その者によるその商標の採用又は使用には適用しない。ただし、その者又はその前権利者が最初にその商標を使用又は採用したときに、その使用又は採用について、第 11.14 条又は場合により第 11.15 条に反することを知らながら行ったことが立証された場合は、この限りでない。

い。

5年後の手續

(2) カナダでの商標の登録日及び商標登録出願を提出した者又はその前権利者による商標の使用がカナダで公知となった日のうち何れか先の日から5年の期間満了後に開始した登録商標に関する手續において、当該登録は、第12条(1)(g)から(h.1)までの何れかを基礎としては抹消されず、若しくは補正されず、又は無効とされない。ただし、その商標登録出願を提出した者が当該商標の全体又は一部が保護された地理的表示であることを知りながらそれを行ったことが立証された場合は、この限りでない。

第11.2条 取得した権利—ぶどう酒

(1) 第11.14条及び第12条(1)(g)は、ある者が、1996年1月1日及び表示に示されている領域内における表示の保護が開始する日のうち何れか後の日前に、善意で次を行った場合には、その者によって、保護された地理的表示又はその何れかの言語への翻訳を、ぶどう酒に付随する商標として、採用、使用又は登録することを妨げない。

(a) 第30条に従ってぶどう酒に付随する商標の出願を提出したこと又はその登録を受けたこと、又は

(b) ぶどう酒に関連する商標の使用を通じて、権利を取得したこと

取得した権利—蒸留酒

(2) 第11.14条及び第12条(1)(h)は、ある者が、1996年1月1日及び表示に示されている領域内における表示の保護が開始する日のうち何れか後の日前に、善意で次を行った場合には、その者によって、保護された地理的表示又はその何れかの言語への翻訳を蒸留酒に付随する商標として、採用、使用又は登録することを妨げない。

(a) 第30条に従って蒸留酒に付随する商標の出願を提出したこと又はその登録を受けたこと、又は

(b) 蒸留酒に関連する商標の使用を通じて、権利を取得したこと

取得した権利—農産物及び食品

(3) 第11.15条及び第12条(1)(h.1)は、ある者が、表示又は翻訳に関して、第11.12条(2)又は(2.1)に基づいて大臣による陳述が公告される日の前に、善意で次を行った場合には、その者によって、保護された地理的表示又はその何れかの言語への翻訳を附則に記載されたカテゴリーの農産物又は食品に付随する商標として、採用、使用又は登録することを妨げない。

(a) 第30条に従って同一のカテゴリーに属する農産物又は食品に付随する商標の出願を提出したこと又はその登録を受けたこと、又は

(b) 同一のカテゴリーに属する農産物又は食品に関連する商標の使用を通じて、権利を取得したこと。

第11.21条 一覧からの除去

(1) 利害関係人の申請により、連邦裁判所は、場合により、(2)又は(3)に記載された何れかの理由で、第11.12条(1)に基づいて備えられている地理的表示の一覧から表示又は翻訳を除去することを登録官に対して指示する排他的管轄権を有する。

理由—表示

(2) 表示の除去に関する理由は、以下のとおりである。

- (a) 申請が行われる日に、表示が地理的表示ではないこと
- (b) 申請が行われる日に、表示が、ぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品についての一般名称として、カナダの一般言語における慣用的な用語と同一であること
- (c) ぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品をカナダ国内の原産として特定する表示の場合を除いて、表示に関する大臣による陳述が公開される時又は申請が行われる日に、ぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品が原産として特定される領域に適用される法律によって、表示が保護されていないこと
- (d) 農産物又は食品を特定する表示の場合、大臣による陳述が公開される時に、表示が次のものとの混同を生じること
 - (i) 登録商標、又は
 - (ii) カナダ国内で先に使用され、かつ、放棄されていない商標、又は
- (e) 農産物又は食品を特定する表示の場合、
 - (i) 大臣による陳述が公開される時に、表示が、カナダ国内で先に提出された登録出願に係る商標との混同を生じること、及び
 - (ii) 当該申請が行われる日に、登録出願が係属中であること又は商標が登録されていること

理由－翻訳

- (3) 翻訳の除去に関する理由は、以下のとおりである。
- (a) 申請が行われる日に、翻訳が、農産物又は食品についての一般名称として、カナダの一般言語における慣用的な用語と同一であること
 - (b) 翻訳に関する大臣による陳述が公告される時に、その翻訳が次のものとの混同を生じること
 - (i) 登録商標、又は
 - (ii) カナダ国内で先に使用され、かつ、放棄されていない商標
 - (c)
 - (i) 翻訳に関して大臣による陳述が公開される時に、その翻訳が、カナダ国内で先に提出された登録出願に係る商標との混同を生じること、及び
 - (ii) 当該申請が行われる日に、登録出願が係属中であること又は商標が登録されていること、又は
 - (d) 翻訳に関して大臣による陳述が公告される時に、その翻訳が、表示の忠実な翻訳ではないこと。

申請が行われる方法

- (4) 申請は、申請開始通知書の提出、第 11.14 条又は第 11.15 条に反する行為に対する訴訟での反訴又は本法に基づく追加救済請求訴訟での請求陳述の何れかにより、行われるものとする。

略式手続

- (5) 申請についての手続は、連邦裁判所が別段の指示を行わない限り、宣誓供述書により提出された証拠に基づき略式で聴聞を受け、かつ、判断されるものとする。

翻訳についての命令の効果

- (6) 連邦裁判所が一覧から農産物又は食品を特定する表示の除去を命令する場合、登録官は、当該表示の如何なる翻訳をも一覧から除去するものとする。

第 11.22 条 CETA の表示

第 11.18 条(2)(a)及び第 11.21 条は、2016 年 10 月 30 日にブリュッセルで締結されたカナダと欧州連合及びその加盟国との間の包括的経済貿易協定の第 20 章における随時改正される付属書 20-A の第 A 部に掲載されている保護された地理的表示に関しては、適用されない。

第 11.23 条 カナダ－韓国間の表示

第 11.18 条(2)(a)及び(c)並びに第 11.21 条は、保護された地理的表示であり、かつ、次の一覧に含まれる表示に関しては適用されない。

- (a) GoryeoHongsam
- (b) GoryeoBaeksam
- (c) GoryeoSusam
- (d) IcheonSsal
- (e) ginseng rouge de Corée
- (f) ginseng blanc de Corée
- (g) ginseng frais de Corée
- (h) riz Icheon
- (i) Korean Red Ginseng
- (j) Korean White Ginseng
- (k) Korean Fresh Ginseng
- (l) Icheon Rice

第 11.24 条 総督の権能

総督は、命令により、農産物又は食品のカテゴリーを追加するか又は削除することによって附則を修正することができる。

登録可能な商標

第12条 商標登録可能な場合

- (1) 第13条に従うことを条件として、商標は次のものを除き、登録することができる。
- (a) 現存する個人又は過去30年以内に死亡した個人の姓名に過ぎない語
 - (b) 商品又はサービスに付随して使用され若しくは使用される予定のある記述であつて、商品又はサービスの特性若しくは品質、又は生産及び提供の条件若しくは生産及び提供に従事する者、又はそれらの出所について、描写、手書き又は発音の何れによるかを問わず、英語又はフランス語で明示した記述又はそれらと誤認を生じさせる不備な記述
 - (c) 何れかの言語での商品又はサービスの名称であつて、その商品又はサービスに付随して使用され若しくは使用される予定のあるもの
 - (d) 登録商標と混同を生じるもの
 - (e) 第9条又は第10条により採用が禁止されている標識又は標識の組合せ
 - (f) 第10.1条により採用が禁止されている名称
 - (g) ぶどう酒を特定する保護された地理的表示の全体又は一部であつて、商標が地理的表示により示された地域を原産地としないぶどう酒について登録されようとしている場合のもの
 - (h) 蒸留酒を特定する保護される地理的表示の全体又は一部であつて、商標が地理的表示により示された領域を原産地としない蒸留酒について登録されようとしている場合のもの、
 - (h.1) 保護された地理的表示の全体又は一部であつて、商標が、附則に記載されるように、当該地理的表示により特定された農産物又は食品と同一であるカテゴリーに属し、当該地理的表示に示されている領域を原産地としない農産物又は食品に付随して登録されようとしている場合のもの、並びに
 - (i) オリンピック及びパラリンピック標章法第3条(3)及び第3条(4)(a)に従うことを条件として、同法第3条(1)により採用が禁止されている標章

実用的機能

(2) 商標は、それが使用され、又は使用される予定がある商品又はサービスに関連して、その特徴が主に実用的機能によって規定されている場合には登録できない。

識別できる場合は登録可能

(3) (1)(a)又は(b)の理由により登録できない商標は、使用期間を含む事件のすべての事情を考慮して、第34条(1)を考慮せずに判断された、登録出願の出願日に識別的である場合は、登録可能である。

第13条 [廃止]

第14条 [廃止]

第15条 混同を生じる標章の登録

第12条に拘らず、混同を生じる商標は、出願人が混同を生じる商標の全ての所有者である場合は登録することができる。

商標登録をすることができる者

第 16 条 登録資格

(1) 第 30 条(2)に従って登録可能な商標の登録出願を出願した出願人は、第 38 条に従うことを条件として、出願に指定した商品又はサービスについて、登録を受ける資格を有する。ただし、出願の出願日又はカナダでの商標の最初の使用日のうち、何れか早い方の日に、次のものとの混同を生じる場合を除く。

- (a) 他人によりカナダで先に使用されていたか又はカナダで公知となっていた商標
- (b) 他人によりカナダで先に登録出願されていた商標、又は
- (c) 他人によりカナダで先に使用されていた商号

係属中の出願

(2) 登録可能な商標の登録を受ける出願人の権利は、混同を生じる商標の登録出願が、出願人の出願が第 37 条(1)に基づき公告された日に係属中であつた場合を除き、他者による混同を生じる商標の登録出願の先の提出によって影響を受けない。【旧法の(4)と同一】

先の使用又は公知

(3) 登録可能な商標の登録を受ける出願人の権利は、混同を生じる商標又は商号が、出願人の出願が第 37 条(1)に基づき公告された日に放棄された場合には、他者による混同を生じる商標又は商号の先の使用又は公知によって影響を受けない。【旧法の(5)と同一】

- (4) [廃止]
- (5) [廃止]

登録の有効性及び効果

第 17 条 先の使用等に関する登録の効果

(1) 第 37 条に従って公告されている商標登録出願は、混同を生じる商標又は商号の登録出願人又はその前権利者以外の他人による先の使用又は公知を理由として拒絶されることはなく、かつ、商標登録が抹消、補正又は無効とされることはないものとするが、当該他人又はその権原承継人の申立による場合はこの限りでなく、また、当該他人又はその承継人は、出願人の出願の公告日に混同を生じる商標又は商号を放棄していなかった事実を立証する責任を負うものとする。

登録に異議がない場合

(2) 商標登録は、商標の登録日又は 1954 年 7 月 1 日のうち何れか後の日から 5 年の期間満了後に開始された訴訟では、(1)にいう先の使用又は公知を理由として抹消、補正又は無効とされることはない。ただし、カナダでその登録商標を採用した者が、当該先の使用又は公知のことを知りながら採用したことが立証された場合は、この限りでない。

第 18 条 登録無効の場合

(1) 商標登録は、次の場合は、無効とする。

- (a) その商標が登録日に登録可能なものでなかった場合
- (b) その商標が、登録の有効性を争う訴訟が開始された時点で識別性を有していなかった場合、
- (c) その商標が放棄されていた場合、又は
- (d) 第 17 条に従うことを条件として、登録出願人が登録を受けることができない者である場合。

例外

(2) 登録名義人又はその前権利者によりカナダで使用され、登録の日に識別性を有するに至った商標の登録は、登録付与前に管轄当局又は裁判所にその識別性を有する証拠が提出されなかったという理由のみによって、無効とされることはない。

第 18.1 条 芸術又は産業を制限しない

商標登録は、利害関係人の申請に基づき、その登録が芸術又は産業の発展を不当に制限する虞があると連邦裁判所が判断した場合、連邦裁判所によって抹消される。

第 19 条 登録により付与される権利

第 21 条、第 32 条及び第 67 条に従うことを条件として、商標の所有者には、何れかの商品又はサービスに関するその商標の登録により、無効であることが明らかにされた場合を除き、当該商品又はサービスに関してその商標のカナダ全域での使用の排他権が付与される。

第 20 条 侵害

(1) 登録商標所有者の排他的使用の権利は、本法に基づいてその使用の権原を有していない者が以下を行う場合に、侵害されたものとみなす。

- (a) 混同を生じる商標又は商号に関連する商品又はサービスを販売、流通又は広告する場合

(b) 混同を生じる商標又は商号に関連する商品を、その販売又は流通の目的で製造し、製造させ、所有し、輸入し、輸出し又は輸出を試みる場合

(c) 商標又は商号を付した形式を問わないラベル又は包装を販売し、販売の申出をし又は流通する場合で、かつ

(i) その者が、ラベル又は包装は登録商標所有者のものではない商品又はサービスに関連することが意図されていることを知っている又は知っているはずの場合、及び

(ii) ラベル又は包装に関連する商品又はサービスの販売、流通又は広告が、混同を生じる商標又は商号に関連する販売、流通又は広告となる場合、又は

(d) 商標又は商号を付した形式を問わないラベル又は包装を、その販売又は流通の目的で、又はそれに関連する商品又はサービスの販売、流通又は広告の目的で、製造し、製造させ、所有し、輸入し、輸出し、輸入を試みる場合で、かつ

(i) その者が、ラベル又は包装は登録商標所有者のものではない商品又はサービスに関連することが意図されていることを知っている又は知っているはずの場合、及び

(ii) ラベル又は包装に関連する商品又はサービスの販売、流通又は広告が、混同を生じる商標又は商号に関連する販売、流通又は広告となる場合。

(1) (b)に基づくみなし侵害

(1.01) (1) (b)に基づく侵害は、登録商標を使用する権利がない者が、商品に登録された商標と同一の、又は本質的に識別できない商標が付いた商品を商業ベースで輸入しようとする場合、非侵害が証明されない限り、侵害と推定される。

例外 – 善意の使用

(1.1) 商標の登録は、ある者が当該商標に付随するのれんの価値を減じる効果を有する可能性のない態様で、以下を行うことを妨げるものではない。

(a) その個人名を商標として善意で使用する事、又は

(b) その事業所の地理的名称又はその物品若しくはサービスの性質若しくは品質の正確な説明の、商標として以外の善意の使用。

例外 – 実用的特徴

(1.2) 商標の登録は、ある者が当該商標に具現された実用的特徴を使用することを妨げるものではない。

例外

(2) 商標の登録は、ぶどう酒に付随して第 11.18 条(3)にいう何れかの表示、蒸留酒に付随して第 11.18 条(4)にいう何れかの表示又は農産物若しくは食品に付随して第 11.18 条(4.1)にいう何れかの表示を、ある者が使用することを妨げるものではない。

第 21 条 混同を生じる標章の同時使用

(1) 登録により第 17 条(2)の保護を受ける登録商標に関する訴訟において、訴訟の一方の当事者で登録商標の所有者以外の者が、登録商標の出願日前にカナダでその登録商標と混同を生じる商標又は商号を善意に使用していたことが連邦裁判所で明らかにされ、かつ、その混同を生じる商標又は商号の当該登録商標との同時継続使用が限定された地域内で許可されることが公益に反することがないと同裁判所が認める場合は、同裁判所は、同裁判所が公正とみなす条件に従うことを前提として、当該一方の当事者が当該地域内で、その混同を生じる商標又は商号を、当該登録商標と識別するための十分な特定の表示を付して継続使用すること

とができる旨を命令することができる。

命令の登録

(2) (1)に基づく命令により付与される権利は、命令の日から3月以内に、当該一方の当事者が登録商標の登録に関連して登録簿にこの命令を記入するよう登録官に申請した場合に限り有効である。

第22条 営業権の毀損

(1) 何人も、他人が登録した商標を、それに伴う営業権の価値を毀損する効果を有する虞のある方法で使用してはならない。

毀損に関する訴訟

(2) (1)に反する商標使用に関する何れかの訴訟において、裁判所は、損害の賠償又は不当利得の返還を命じることを拒否することができ、かつ、その登録商標の所有者が商標の使用に関して提訴した旨を被告に通知した時点で被告の所有又は管理下にあったその商標を付した商品を継続販売することを当該被告に許可することができる。

証明標章

第 23 条 証明標章の登録

(1) 証明標章は、証明標章が付随的に使用される又は使用される予定がある商品の製造、販売、賃貸、賃借又はサービスの提供に従事しない者によってのみ、採用及び登録することができる。

ライセンス

(2) 証明標章の所有者は、規定基準を満たす商品又はサービスにその標章を付随して使用するライセンスを他人に許諾することができ、かつ、それに応じた当該標章の使用は、その所有者による使用とみなす。

無許可使用

(3) 登録証明標章の所有者は、ライセンスを許諾されていない者による当該標章の使用、又は標章登録の対象となっているが、ライセンスが及ばない商品若しくはサービスに付随する当該標章の使用を防止することができる。

法人格のない団体による訴訟

(4) 登録証明標章の所有者が法人格を有していない団体である場合は、当該標章に関して許可を受けていない使用を防止する訴訟又は手続は、その団体のすべての構成員に代わる何れかの構成員が、提起することができる。

第 24 条 証明標章と混同を生じる商標の登録

証明標章と混同を生じる商標は、その証明標章の所有者の同意があり、それが適切な差異を有する場合は、その商標が付随的に使用される商品又はサービスが当該証明標章を使用する権原を有する者の 1 としての他の者により製造、販売、賃貸、賃借又は提供されたことを表示する目的で、当該他の者が登録することができる。ただし、その商標登録は、証明標章所有者の同意の随時の取下又は当該証明標章の登録の取消のときは、登録官により抹消されるものとする。

第 25 条 記述的な証明標章

商品又はサービスの原産地に係わる記述的な証明商標であり、他の登録商標と混同を生じないものは、当該標章が表示する地域の一部を含む若しくは形成する国、州若しくは地方自治体の行政当局が出願人である場合、又は当該地域に事務所若しくは代表者を有する商業団体が出願人である場合は、登録することができる。ただし、本条に基づいて登録された何れの標章の所有者も、その標章が記述的に表示する地域内で製造若しくは提供された何れの商品又はサービスに関して、当該標章の使用を許可しなければならない。

商標登録簿

第 26 条 登録簿

(1) 登録官の管理の下、各登録商標に関する、商標及び移転、権利の部分放棄、補正、判決並びに命令の登録簿を備えなければならない。

開示すべき情報

(2) 登録簿には、各登録商標に関して次を開示しなければならない。

(a) 登録日

(b) 登録出願の要約

(c) 出願時又はその後に提出された一切の書類であり、商標の権利に影響を与えるものの要約

(d) 各更新記録の詳細

(e) 名称及び住所の各変更の詳細、

(e. 1) ニース分類の類に従ってグループ化された、登録商標に付与されている商品又はサービスの名称。各グループの前にはそのグループの商品又はサービスが属するニース分類の分類番号が先立ち、各グループはニース分類の分類順に提示され、及び

(f) 本法又は規則により当該登録簿に記入が必要とされるその他の事項

第 27 条 不公正競争法に基づく登録簿

(1) 1952 年カナダ改正法律第 274 章である不公正競争法に基づいて備えられる登録簿は、本法に基づいて備えられる登録簿の一部をなし、かつ、第 44 条(2)に従うことを条件として、これに記入される如何なる事項も、その記入時において有効であった法律に従って適正に記入されたときは、その記入が本法によって適正にされなかった虞があるという理由のみによって抹消又は補正されることはない。

不公正競争法施行前に登録された商標

(2) 1932 年 9 月 1 日の登録簿上の商標は、次の規定により、1952 年カナダ改正法律第 274 章である不公正競争法に定義された図形標章又は文字標章として取り扱われるものとする。

(a) 独特の形状又は外観を示さない、文字若しくは数字又はその両者のみからなる如何なる商標も文字標章とみなす。

(b) 文字若しくは数字又はその両者のみからなる他の何れかの商標は、その登録日に、その文字若しくは数字又はその両者が、明確な独特の形状又は外観とは無関係に登録可能であった筈の場合は、文字標章とみなし、また、明確な独特の形状又は外観を呈する可読事項についても、図形標章とみなす。

(c) 文字若しくは数字又はその両者を含み、他の特徴も有する商標は、

(i) 出願に記載された特徴を有するが文字又は数字が意味を有していない商標では、図形標章とみなし、また

(ii) その登録日に、明確な形状又は外観とは無関係に、かつ、他の特徴と結合することなく登録可能であった筈の商標では、文字標章とみなす。

(d) その他の商標は、その出願に記載された特徴を有する図形標章とみなす。

不公正競争法に基づいて登録された商標

(3) 1952 年カナダ改正法律第 274 章である不公正競争法に基づいて登録された商標は、それ

らの登録に従って、同法律に定義された図形標章又は文字標章として、なお引き続き取り扱われるものとする。

第 28 条 商標代理人の一覧

登録官の監督下で商標代理人の一覧が保持されるものとし、これには、商標登録官室に対するすべての業務において、登録商標所有者及び第 38 条及び第 45 条に基づく手続の当事者を含む、出願人及びその他の者を代表する資格があるすべての者及び事務所の名称が含まれるものとする。

第 29 条 公衆の利用

(1) 次のものは、登録官によって定められた時期及び方法により公衆の利用に供されるものとする。

- (a) 登録簿
- (b) 放棄されたものを含む、すべての商標登録出願
- (c) 商標代理人の一覧
- (d) 第 11. 12 条(1)に基づき保持される地理的表示の一覧
- (e) 第 9 条(1) (n)に基づき行われたすべての請求、及び
- (f) 登録商標、商標登録出願、第 9 条(1) (n)に基づく請求、及び第 11. 13 条に基づく異論申立手続に関して登録官に提出されたすべての書類

認証謄本

(2) 登録官は、請求に応じて及び所定の手数料の納付に応じて、登録簿若しくは一覧の登録、又はそれらの出願、請求若しくは書類の何れかの、登録官が認証した謄本を提供するものとする。

第 29.1 条 記録の破棄

第 29 条(1)に拘わらず、登録官は、次のものを破棄することができる。

- (a) 出願が拒絶され、又は上訴が行われた場合、拒絶を支持する上訴の最終判決が下された日後 6 年後の任意の時点における、拒絶された商標登録出願及びその出願に関する書類
- (b) 出願が放棄された日後 6 年後の任意の時点における、放棄された商標登録出願及びその出願に関連する書類
- (c) 登録が抹消された日後 6 年後の任意の時点における、商標抹消登録に関連する書類
- (d) 次の日後 6 年後の任意の時点における、第 9 条(1) (n)に基づく請求及びそれに関する書類
 - (i) 請求が放棄された日
 - (ii) 請求が却下された日又は上訴が行われた場合、却下を支持する上訴の最終判決が下された日、又は
 - (iii) 当該の徽章、頂飾、記章又は標章が無効であると裁判所が宣言する日又は上訴が行われた場合、宣言を支持する上訴の最終判決が下された日
- (e) 第 11. 12 条(4)に基づく地理的表示の一覧から削除される地理的表示に関して、削除された日後 6 年後の任意の時点における、第 11. 13 条に基づく異論申立手続に関連する書類、及び

(f) 決定がなされ、又は上訴が行われた場合、決定を支持する上訴の最終判決が下された日後 6 年後の任意の時点における、表示が地理的表示ではないとの決定がなされた、第 11.13 条に基づく異論申立手続に関する書類

商標登録出願

第 30 条 出願の要件

(1) ある者は、商品又はサービスに関連してカナダで商標を使用し、又は使用される予定がある、及び使用する資格がある場合、当該商品又はサービスに関する商標登録出願を登録官に提出することができる。

出願の内容

(2) 商標登録出願人は、次のものを含む出願を、登録官に提出しなければならない。

(a) 標章が付随的に使用され又は使用される予定がある特定の商品又はサービスの通常の商用用語での陳述

(b) 証明標章の場合、証明標章の使用が示すことを意図する規定基準の詳細、及び出願人が、証明標章が使用され、又は使用される予定があるものと関連のある、商品の製造、販売、賃貸若しくは貸借又はサービスの提供に従事していない旨の陳述【旧(f)と同一】

(c) 商標を明確に定義することを可能にし、所定の要件を遵守する表示若しくは説明又はその両方、及び

(d) 所定の情報又は陳述

ニース分類

(3) (2)(a)にいう商品又はサービスは、ニース分類の類に従ってグループ化され、各グループの前には、その商品又はサービスのグループが属するニース分類の分類番号が先立ち、各グループはニース分類の分類順に提示される。

不一致

(4) 商品又はサービスがグループ化される類に関して疑義が生じる場合、登録官が判断するものとし、その決定は上訴の対象とはならない。

第 31 条 標準文字

特定のフォント、サイズ又は色彩に商標を限定することなく、文字、数字、句読点、発音区別符号若しくは活字記号又はそれらの組合せのみからなる商標の登録を求める出願人は、次のことを行うものとする。

(a) 登録官が標準の文字を採用した文字のみで構成される第 30 条(2)(c)に基づく表示を提出すること

(b) 出願に、商標が標準文字で登録されることを望む旨の陳述を含めること、及び

(c) 所定の要件を遵守すること

第 32 条 特定の場合の更なる証拠

(1) 出願人は、次の何れかが該当する場合、第 34 条(1)を考慮せずに決定された、登録出願の出願日に商標が識別的であることを立証する、登録官が要請する証拠を登録官に提出するものとする。

(a) 出願人が、自身の商標が第 12 条(3)に基づき登録可能であると主張している

(b) 登録官の予備的見解では、商標は本質的に識別的ではない

(c) 商標が、輪郭が描かれていない単一色又は色彩の組合せから専らなる

(d) 商標が、専ら又は主として、次の記号の 1 以上からなる

- (i) 出願で指定された商品又はそれらの商品の一体部品若しくは包装の立体形状
- (ii) 商品包装の形態
- (iii) 音声
- (iv) 香り
- (v) 味
- (vi) 質感
- (vii) その他の所定の標識

制限される登録

(2) 登録官は、提出された証拠を考慮し、その商標が使用され又は識別性を有するに至った商品又はサービスにその登録を制限し、かつ、その商標が識別性を有するに至ったカナダの特定地域に、その登録を制限する。

第 33 条 出願日

- (1) カナダでの商標登録出願の出願日は、登録官が次のすべてを受領した日とする。
- (a) 商標登録を求めることの明示的又は黙示的な表示
 - (b) 出願人の身元を確認できる情報
 - (c) 登録官が出願人への連絡を可能とする情報
 - (d) 商標の表示又は説明
 - (e) 商標登録を求める商品又はサービスの一覧
 - (f) 所定の手数料

未処理の項目

(2) 登録官は、(1)に規定するすべての項目が含まれない出願を提出した出願人に、未処理の項目を通知し、出願人が通知の日付から 2 月以内に提出することを要請するものとする。第 47 条に拘らず、当該期間の延長はできない。

出願されなかったものとみなされる出願

(3) 登録官が当該 2 月以内に未処理の項目を受領していない場合、出願は提出されなかったとみなされる。ただし、出願に関して納付された手数料は出願人に還付されないものとする。

第 34 条 外国出願日がカナダ出願日とみなされる場合

(1) 第 33 条(1)に拘らず、出願人又は出願人の前権利者がカナダ以外の同盟国内での又は同盟国への、同一種類の商品又はサービスに関連して、同一又は実質的に同一の商標の登録を出願した後に、出願人がカナダで商標登録出願を提出するとき、他国での又は他国への出願の出願日は、カナダでの出願の出願日であるとみなされ、出願人は、それに応じて、カナダでの介入的使用若しくはカナダでの公知、又は如何なる介入的出願若しくは登録に拘らず、次の場合、カナダでの優先権の資格を有する。

- (a) カナダでの出願の出願日が、同一種類の商品又はサービスに関連して、同一又は実質的に同一の商標の登録のために、同盟国内での又は同盟国への最先の出願が提出された日後 6 月の期間内である場合
- (b) 出願人が、所定の期間内及び方法により優先権の請求を提出し、請求の基礎となる出願の出願日及び提出の国又は庁を登録官に通知する場合
- (c) 出願人が、カナダでの出願の出願日において、同盟国の市民若しくは国民若しくは同盟

国に居所を有する又は同盟国に実効的な工業若しくは商業施設を有している場合、及び
(d) 出願人が、(2)及び(3)に基づく請求に従って、出願人の優先権を完全に立証するために
必要な証拠を提出する場合

証拠の請求

(2) 登録官は、第 40 条に基づく商標の登録日より前に証拠を請求することができる。

証拠提出の方法及び提出期限

(3) 登録官は、請求書において証拠提出の方法及び提出期限を指定することができる。

請求の取下げ

(4) 出願人は、所定の期間内及び方法により、優先権の請求を取り下げることができる。

延長

(5) 出願人は、第 47 条に基づき、(1) (a)にいう 6 月の期間の延長を当該期間が終了するまで申請することができず、登録官は 7 日を超えて期間を延長することはできない。

第 35 条 権利の部分放棄

登録官は、商標登録出願人に対し、商標中の独立して登録することができない部分をその商標から分離して、その使用の排他権を部分放棄するよう要求することができるが、部分放棄した事項が出願人の商品又はサービスについてその後に識別性を有するに至った場合は、当該部分放棄は、部分放棄した事項にその時点で存在し又はその後に発生する権利を何ら阻害せず又は影響を与えず、かつ、後の出願により登録する出願人の権利を何ら阻害せず又は影響を与えない。

第 36 条 放棄

本法又は本法に基づく出願の手續において出願人の不履行があると登録官が認める場合は、登録官は、その不履行を出願人に通知した後に、所定の期間内に不履行が是正されない限り、その出願は放棄されたものとして取り扱うことができる。

第 37 条 出願が拒絶される場合

(1) 登録官は、次のことを認める場合は、その商標登録出願を拒絶する。

(a) 出願が第 30 条(2)の要件を遵守していないこと

(b) 商標が登録可能でないこと、

(c) 登録出願が係属中である他の商標と混同を生じる理由でその出願人が商標登録を受けることのできる者でないこと、又は

(d) 識別性のない商標。

そのようには認めない場合は、登録官は、その出願を所定の方法で公告しなければならない。

出願人への通知

(2) 登録官は、出願に対する自己の異議及びその異議の理由を最初に出願人へ通知せずに、その異議に応答する適当な機会を出願人に与えることなく、その出願を拒絶してはならない。

疑義のある場合

(3) 登録官は、ある登録商標の存在を理由に、出願で請求される商標を登録することができるか否か疑問であると考える場合は、その登録商標の所有者に書留郵便により、その出願の公告を通知しなければならない。

公告の取下げ

(4) 出願が公告された後であって、商標が登録される前に、出願が公告されるべきではなかった又は誤って公告されたと登録官が認め、登録官がそうすることが合理的であるとみなした場合、登録官は公告を取り下げることができる。登録官が公告を取り下げた場合、出願は公告されなかったものとみなされる。

第 38 条 異議申立書

(1) 商標登録出願の公告後 2 月以内に、何人も、所定の手数料を納付した上で、登録官に対して異議申立書を提出することができる。

理由

(2) 異議申立書は、次の理由の何れかを基礎とすることができる。

(a) 出願が、第 30 条 (3) の要件を満たしているか否かを考慮せず、第 30 条(2)の要件を遵守していないこと

(a. 1) 出願が不誠実に行われたこと

(b) 商標が登録可能でないこと

(c) 出願人が商標登録を受けることのできる者でないこと

(d) 商標が識別性を有していないこと

(e) 第 34 条(1)を考慮せずに決定されたカナダでの出願の出願日において、出願人が、出願に指定する商品又はサービスに関連してカナダで商標を使用しておらず、及び使用を提案しなかったこと、又は

(f) 第 34 条(1)を考慮せずに決定されたカナダでの出願の出願日において、出願人が当該商品又はサービスに関連してカナダで商標を使用する資格を有していなかったこと。

内容

(3) 異議申立書には、次の事項を記載しなければならない。

(a) 出願人がそれに答弁することができる程度に十分に詳細な異議申立の理由、及び

(b) カナダにおける異議申立人の主たる事務所又は営業所の住所が存在するときは、その住所。カナダに異議申立人の事務所又は営業所が存在しない場合は、国外での異議申立人の主たる事務所又は営業所の住所、及び異議申立人自身に送達したのと同じの効果を以って異議申立に関する書類を送達することができるカナダの個人若しくは事務所の名称及び住所

取るに足らない異議申立

(4) 決定に係わる実質的争点が異議申立に提起されていないと登録官がみなす場合は、登録官は、その異議申立を拒絶し、かつ、その決定を異議申立人に通知しなければならない。

実質的争点

(5) 決定に係わる実質的争点が異議申立に提起されていると登録官がみなす場合は、登録官は、異議申立書の写しを出願人に送付しなければならない。

無効にする権限

(6) 出願人の請求に応じて、出願人が答弁書を提出する日前の任意の時点において、登録官は、異議申立書又はその一部が次である場合、申立書の全部又は一部を無効にすることができる。

(a) (2)に規定する何れの根拠にも基づかない場合、又は

(b) 出願人がそれに応答できるほど十分詳細に異議申立の根拠を記載していない場合

答弁

(7) 出願人は、異議申立書の写しが送達された後、所定の期間内に所定の方法で、登録官に答弁書を提出し、その写しを異議申立人に送達しなければならない。

答弁書は、出願人が異議申立に応答するつもりであることを述べるのみで良い。

(7.1) [廃止]

(7.2) [廃止]

証拠及び聴聞

(8) 異議申立人及び出願人は何れも、次の場合を除き、所定の方法により登録官に証拠を提出し、かつ、説明する機会を与えられるものとする。

(a) 異議申立が取り下げられ又は(10)に基づいて取下とみなされた場合、又は

(b) 出願が放棄され又は(11)に基づいて放棄されたものとみなされた場合

送達

(9) 異議申立人及び出願人は、所定の方法により及び所定の期間内に、登録官に提出した証拠及び書面による説明を相互に送達するものとする。

異議申立のみなし取下げ

(10) 異議申立は、所定の事情において、異議申立人が(8)に基づく証拠又は異議申立人が証拠の提出を望まない旨の陳述の何れかを提出せず、かつ、送達しなかった場合、取り下げられたものとみなされる。

出願のみなし放棄

(11) 出願人が(7)にいう期間内に答弁書を提出せず、かつ、送達しなかった場合、又は所定の事情において、出願人が(8)に基づく証拠又は出願人が証拠の提出を望まない旨の陳述の何れかを提出せず、かつ、送達しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされる。

決定

(12) 異議申立人及び出願人の証拠及び説明を検討した後、登録官は、出願を拒絶し、異議申立を却下し、又は出願に指定された1以上の商品又はサービスに関して出願を拒絶し、及びその他に関して異議申立を却下するものとする。登録官は、決定及びその理由を当事者に通知するものとする。

第39条 分割出願

(1) 商標登録出願を出願した後、出願人は原出願をその範囲内の1以上の商品又はサービスに限定し、次の範囲における他の商品又はサービスに関連して同一商標の登録のための分割出願を出願することができる。

(a) 第34条(1)を考慮せずに決定された、その出願日における原出願の範囲内、及び

(b) 分割出願が、原出願が第37条(1)に基づき公告された日以降に出願された場合、分割出願が出願された日における原出願の範囲内

特定

(2) 分割出願は、それが分割出願であることを示し、所定の方法により対応する原出願を特定することとする。

別個の出願

(3) 分割出願は、手数料の納付を含め、別個の出願である。

出願日

(4) 分割出願の出願日は、原出願の出願日とみなされる。

分割出願の分割

(5) 分割出願自体は、(1)に基づき分割することができ、その場合、本項は、当該分割出願が原出願であるものとして適用される。

商標登録

第 40 条 商標登録

商標登録出願が異議申立されておらず異議申立書の提出期間が満了し、又は異議申立されており異議申立が出願人に有利な決定となった場合、登録官は、出願人の名義で商標を登録し、かつ、登録証を発行するものとし、又は上訴が行われた場合、上訴で下された最終判決に従って行動するものとする。

登録簿の補正

第 41 条 登録簿の補正

(1) 登録官は、商標の登録所有者から所定の方法で申請されたときは、登録簿に次の何れかの補正を行うことができる。

- (a) 登録所有者の名称、住所若しくは記載事項の誤記を訂正し又は変更を記入すること
- (b) 商標登録を抹消すること
- (c) 登録商標の対象である商品又はサービスについての記載を補正すること
- (d) 証明標章の使用により表示されることとなる規定基準の詳細を補正すること、又は
- (e) 現存する登録商標により与えられた権利を一切拡張しない権利の部分放棄を記入すること
- (f) 規則に従うことを条件として、第 39 条に基づき、同じ原出願から発せられた複数の商標登録を併合する。

条件

(2) 登録商標の対象である商品又はサービスについての記載を拡張するための申請は、補正申請で指定する商品又はサービスに関する商標登録出願としての効果を有する。

明白な誤記

(3) 登録官は、登録簿への登録が行われた後 6 月以内に、登録が行われた時点で登録官の部に保管されている、当該登録商標に関する書類から明白である、登録の誤記の訂正をすることができる。

登録の削除

(4) 登録官は、商標登録後 3 月以内に、登録官が先に提出された異議申立書の提出期間延長の請求を考慮せずに商標を登録した場合、登録を登録簿から削除することができる。

第 42 条 [廃止]

第 43 条 追加の説明

如何なる商標の登録所有者も、登録官が通知により要求することがある追加の説明を提出しなければならない。また、登録所有者が当該通知に従わないときは、登録官は、追加の通知により合理的な期間を指定ことができ、その期間内に説明が提出されない場合は、登録官はその商標登録を抹消することができる。

第 44 条 情報提供の通知

(1) 登録官は、1954 年 7 月 1 日の時点で登録簿に記載されていた商標の登録所有者に対し、書面により通知して、当該通知の日から 3 月以内に、当該通知の日に商標登録を出願した場合に必要とされることになる情報を提供するよう何時でも求めることができ、また、所定の手数を納付する何人かの請求があるときは、そうしなければならない。

登録簿の補正

(2) 登録官は、(1)に基づいて提出された情報に従って、商標登録を補正することができる。

情報提供がない場合

(3) (1)により要求された情報が提供されない場合は、登録官は、追加の通知により合理的な

期間を指定しなければならず、その期間内に情報が提供されない場合は、その商標登録を抹消することができる。

第 44.1 条 登録官が修正を要請する場合

(1) 登録官は、登録商標の所有者に、所定の期間内及び方法により、商標が登録されている商品又はサービスに関する陳述を登録官に提出することを要請する通知を送付でき、これらの商品又はサービスは、第 30 条(3)に記載する方法でグループ化される。

登録簿の修正

(2) 登録官は、(1)に基づき提出された陳述に従って、登録簿を修正することができる。

陳述の提出の不履行

(3) (1)で要請された陳述が提供されない場合、登録官は更なる通知により合理的な期間を設定し、その後、陳述が提供されない場合、登録官は商標登録を抹消し、又は更新を拒否することができる。

不一致

(4) 商品又はサービスがグループ化される類に関して疑義が生じる場合、登録官が決定するものとし、その決定は上訴の対象とはならない。

第 45 条 登録官は使用者の証拠提出を請求することができる

(1) 商標が登録された日から開始して 3 年後、登録官が別段の正当な理由を認めない限り、登録官は、所定の手数料を納付する者の書面による請求に応じて又は自身の主導により、登録に指定されるすべての商品若しくはサービス又は通知で指定されるものについて、商標が通知の日付の直前の 3 年の期間にカナダで使用されていたか否か、不使用の場合は、最後に使用された日付及びその日付以降当該使用がなかった理由を示す宣誓供述書又は法定宣言書を 3 月以内に提出することを登録所有者に要請することを商標の登録所有者に通知する。

証拠の様式

(2) 登録官は、宣誓供述書又は法定宣言書以外の証拠を受領しないものとするが、商標の登録所有者又は通知の送付を請求した者が所定の方法により及び所定の期間内に行った説明を受領することはできる。【旧(2)から代理人を削除】

送達

(2.1) 商標の登録所有者は、所定の方法により及び所定の期間内に、登録所有者が登録官に提出した証拠を、通知の送付を請求した者に、送達しなければならない。当該当事者は、所定の方法により及び所定の期間内に、登録官に提出する如何なる書面による説明も相互に送達するものとする。

送達の不履行

(2.2) 登録官は、(2.1)に従って送達されなかった証拠又は書面による説明を考慮する必要はない。

不使用の効果

(3) 商標の登録は、登録において指定されているすべての商品若しくはサービス又はそれらのうち何れかの商品若しくはサービスに関して、その商標が登録官による通知の日の直前 3 年間の何れの時にもカナダで使用されず、かつ、その不使用が弁解可能な特別な事情によるものではないと登録官が、登録官へ提出された証拠又は証拠の不提出を理由として、認める

場合は、抹消されるか又は補正されるものとする。

所有者への通知

(4) 商標登録を抹消又は補正すべきか否かについて登録官が決定に至ったときは、登録官は、その商標の登録所有者及び(1)にいう通知を請求した者に対し、その決定をその理由と共に、通知しなければならない。

登録官による行為

(5) 登録官は、本法により限定した期間内に自己の決定に起因する上訴が行われなかった場合は、その決定に従って行動し、又は上訴が行われた場合は、当該上訴における最終判決に従って行動しなければならない。

登録更新

第 46 条 存続期間

(1) 商標登録は、本法のその他の規定に従うことを条件として、登録日から開始して最初の 10 年間、また、更新ごとに所定の更新料を所定の期間内に納付すればその後の 10 年ごとの更新期間、登録簿に登録される。

更新の通知

(2) 最初の期間又は更新期間が満了し、所定の更新料が納付されていない場合、登録官は、所定の期間内に手数料が納付されないとき、登録が抹消される旨の通知を登録所有者に送付するものとする。

更新しなかった場合

(3) 所定の期間内に所定の更新料が納付されなかった場合、登録官は登録を抹消するものとする。登録は、最初の期間又は最後の更新期間の満了時に抹消されたとみなされる。

更新

(4) 所定の期間内に所定の更新料が納付された場合、更新期間は、最初の期間又は最後の更新期間の満了時から開始する。

延長

(5) 登録所有者は、第 47 条に基づき、当該期間が満了するまで所定の期間の延長を申請することができず、登録官は 7 日を超えて期間を延長することはできない。

所定の期間

(6) 本項の適用上、所定の期間は、最初の期間又は更新期間の満了の少なくとも 6 月前に開始し、当該期間の満了後 6 月以降に終了する。

第 46.1 条 商品又はサービスの更新

商標登録は、商標が登録されている商品又はサービスの何れについても更新できる。

期間延長

第 47 条 期間延長

(1) 登録官は、何らかの行為をするために本法により定められたか又は規則により定められた期間の延長を正当化することができる事情があると認めるときは何れの場合でも、本法に別段の定めがない限り、他の者へ通知した後、かつ、登録官が指示する条件で、延長することができる。

条件

(2) ある行為をするために定められた期間又は(1)に基づいて登録官によって延長された期間の満了後に申請された期間延長は、認められないものとする。ただし、所定の手数料が納付され、かつ、登録官がその期間内又はその延長期間内における当該行為若しくは期間延長申請の不履行が合理的に回避することができなかつたと認める場合は、この限りでない。

第 47.1 条 第 45 条に基づく手続き

(1) 登録官は、期限の満了後及びその満了後 2 月以内に延長が請求された場合には、第 45 条に基づき、登録官が自身の主導で開始した手続の文脈において、本法に基づき定める期限の延長を許可するものとする。

1 度限りの延長

(2) (1)に基づく延長は、2 回以上許可されないものとする。

移転

第 48 条 移転可能な商標

(1) 商標は、登録済みか又は無登録かを問わず、営業権を伴うか又はこれと分離して、また、それが付随的に使用されてきた商品若しくはサービスの全部又は一部に関して、移転可能であり、かつ、常に移転可能であったものとみなす。

2 以上の利害関係人が存在する場合

(2) (1)の如何なる規定も、ある商標の移転の結果、混同する商標を使用する権利が 2 以上の者に存在することになり、これらの者がその権利を行使した場合は、その商標を識別性のないものとして取り扱うことを妨げない。

出願の移転

(3) 登録官は、規則に従うことを条件として、出願人の請求時に又は出願の譲受人の請求時に登録官が移転について十分な証拠を受領した時に、商標登録出願の移転を記録するものとする。

商標の移転

(4) 登録官は、規則に従うことを条件として、登録所有者の請求時に又は商標の譲受人の請求時に登録官が移転について十分な証拠を受領した時に、登録商標の移転を登録するものとする。

記録又は登録の削除

(5) 登録官は、移転が記録されるべきではなかった又は登録されるべきではなかったとの十分な証拠の受領時に、(3)又は(4)にいう移転の記録又は登録を削除するものとする。

商標使用目的の変更

第 49 条 目的の変更

標章又は標章の組合せが第 2 条の「証明標章」又は「商標」の定義に記載の目的で又は方法によりある者によって商標として使用されている場合は、その商標登録出願は拒絶されず、及びその登録商標は、その者又は前権利者が当該目的以外で又は当該方法以外により使用しているか又は使用していたという理由のみでは抹消、修正、又は無効とされないものとする。

ライセンス

第 50 条 商標使用のライセンス

(1) 本法の適用上、ある法主体が、商標所有者により又はその許可を得て、ある国内で商標を使用するライセンス許諾を受け、かつ、その所有者が当該ライセンスに基づいてその商品若しくはサービスの特性又は品質を直接的若しくは間接的に管理するときは、当該法主体による同国内での商標、商号若しくはその他としての又はそれらにおける当該商標の使用、広告若しくは展示は、その所有者による同国内での商標の使用、広告又は展示と同一効果を有するものとし、かつ、常に同一効果を有していたものとみなす。

同前

(2) 本法の適用上、ある商標の使用がライセンス許諾によるものである事実及びその所有者の特定が公示される範囲内で、別段の事実が証明されない限り、当該使用はその商標所有者によりライセンス許諾されたものであり、その商品若しくはサービスの特性又は品質はその所有者に管理されているものと推定される。

所有者に対し訴訟提起を要求することができる

(3) ある商標の所有者とその商標のライセンシーとの間に存在する何らかの契約に従うことを条件として、ライセンシーは所有者に、その商標の侵害に対して訴訟を提起することを要求ことができ、また、所有者がその要求後 2 月以内に、その要求を拒絶又は無視した場合は、ライセンシーは自らが所有者であるものとして自己名義で、所有者を被告にして、当該侵害に対し提訴することができる。

第 51 条 関連会社による商標の使用

(1) ある会社とカナダである商標を医薬品に付随して使用するその商標の所有者とが関連会社である場合は、当該ある会社による次の医薬品に付随するその商標又はその商標と混同を生じる商標の使用は、当該使用の時又はその後何時でも、本法のすべての適用上、その所有者による当該商標又は場合により当該混同を生じる商標の使用と同一効果を有する。

(a) ある者がその会社から直接的又は間接的に入手し、かつ

(b) その会社の名称及びその者の販売業者としての名称を付した包装によりカナダで販売され、流通され、又は販売のために広告される医薬品

成分が異なる場合

(2) ある医薬品が成分において、商標がカナダで(1)にいう所有者によって付随的に使用される医薬品とは全く異なり、健康を損なうこととなる虞があるものとして、厚生大臣がカナダ官報の告示によって宣言することがある場合は、その後は、同項にいう会社によるその医薬品に付随する商標又はその商標と混同を生じる商標の如何なる使用にも、(1)は適用されない。

「医薬品」の定義

(3) 本条において、「医薬品」とは、

(a) 何れかの物質又は物質の混合物で、

(i) 人又は動物の疾病、不調、身体の異常状態又はこれらの兆候についての診断、治療、緩和又は予防、又は

(ii) 人又は動物の有機的機能の回復、矯正若しくは修正、

に使用するために製造，販売又は表示されたもの，及び

(b) (a)に記載する何れかの物質又は物質の混合物の調製又は製造に使用されている何れかの物質，

を含むが，物質又は物質の混合物であって，これまで食品医薬法によって定められた規則により随時その表現に与えられた意味での特許売薬と同一又は実質的に同一のものは含まない。

違反及び罰則

第 51.01 条 商品の販売等

(1) ある商標に関連する商品を販売し、販売の申出をし又は商業ベースで流通する各人は、当該販売又は流通が第 19 条又は第 20 条に反している又は反することとなる場合で、かつ以下を知っていた場合は、違反行為となる。

(a) 当該商標がかかる商品について登録された商標と同一であること又はその基本的な点においてこれと区別することができないこと、及び

(b) 当該登録商標所有者が当該商標に関連する商品の販売、販売の申出又は流通に同意していないこと。

(c) [削除]

商品の製造等

(2) 商品をその販売又は商業ベースでの流通の目的で製造し、製造させ、所有し、輸入し、輸出し又は輸出を試みる各人は、当該販売又は流通が第 19 条又は第 20 条に反することとなる場合で、かつ以下を知っていた場合は、違反行為となる。

(a) 当該商品がかかる商品について登録された商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付していること、及び

(b) 当該登録商標所有者が当該商品に商標を付すことに同意していないこと。

(c) [削除]

サービス

(3) ある商標に関連するサービスを販売又は広告する各人は、当該販売又は広告が第 19 条又は第 20 条に反している場合で、かつ以下を知っていた場合は、違反行為となる。

(a) 当該商標がかかるサービスについて登録された商標と同一であること又はその基本的な点においてこれと区別することができないこと、及び

(b) 当該登録商標所有者が当該商標に関連する販売又は広告に同意していないこと。

(c) [削除]

ラベル又は包装

(4) 形式を問わないラベル又は包装を、その販売又は商業ベースでの流通の目的で、又はそれに関連する商品又はサービスの販売、商業ベースでの流通又は広告の目的で、製造し、製造させ、所有し、輸入し、輸出し又は輸出を試みる各人は、当該販売、流通又は広告が第 19 条又は第 20 条に反することとなる場合で、かつ以下を知っていた場合は、違反行為となる。

(a) 当該ラベル又は包装に、登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付していること

(b) 当該ラベル又は包装は登録商標が登録された商品又はサービスに関連することが意図されていること、並びに

(c) 当該登録商標所有者がラベル又は包装に商標を付すことに同意していないこと。

(d) [削除]

ラベル又は包装の不法取引

(5) 形式を問わないラベル又は包装を販売し、販売の申出をし又は商業ベースで流通する各人は、当該ラベル又は包装に関連する商品又はサービスの販売、流通又は広告が第 19 条又は第 20 条に反することとなる場合で、かつ以下を知っていた場合は、違反行為を構成となる。

- (a) 当該ラベル又は包装に、登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付していること
- (b) 当該ラベル又は包装は登録商標が登録された商品又はサービスに関連することが意図されていること、並びに
- (c) 当該登録商標所有者がラベル又は包装に商標を付すことに同意していないこと。

商標の登録

(5.1) (1)から(5)までのいずれかに基づく違反を追求するにあたり、検察官は、商標が登録されていることを被疑者が知っていたことを証明する必要はない。

罰則

(6) (1)から(5)に基づく違反を行った各人は、以下の責を負う。

- (a) 起訴による判決に基づき、100万ドル以下の罰金又は5年以下の期間の懲役又はこれの併科、又は
- (b) 即決判決に基づき、25,000ドル以下の罰金又は6月以下の期間の懲役又はこれの併科。

出訴期間

(7) 本条に基づく違反行為に関する即決判決による手続は、手続の主題事項が生じた日後2年以内に開始することができる。

処分命令

(8) 本条に基づく違反行為に関する手続が行われる裁判所は、有罪判決に基づいて、当該違反が行われた商品、ラベル又は包装、これらの商品に関係する広告素材、及びこれらの商品、ラベル又は包装を製造するために使用された機器を破棄又は別途処分するよう命じることができる。

通知

(9) (8)に基づく機器の破棄又は別途処分を命じる前に、裁判所は、当該機器の所有者及び裁判所の見解において当該機器における権利又は利益を有すると思われるその他の者に対して通知が付与されるよう要求するものとするが、但し、法の支配により当該通知の付与を要しないとの見解を裁判所が有する場合は別とする。

輸入及び輸出

解釈

第 51.02 条 定義

以下の定義を第 51.3 条から第 51.12 条に適用する。

「税関職員」とは、関税法第 2 条(1)に定める職員の定義により付与された意味を有する。

「大臣」とは、公安・非常時対応準備 (Public Safety and Emergency Preparedness) 大臣をいう。

「所有者」とは、ぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品を特定する保護された地理的表示に関して、当該表示によって特定されるぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品について、第 11.11 条に定義されている責任機関をいう。

「保護標章」とは、登録商標又は保護された地理的表示をいう。

「関連保護標章」とは、次をいう。

(a) 税関職員によって留置された商品(そのラベル又は包装を含む)における商標と同一であるか、又はその基本的な点において区別することができない商品についての登録商標、又は
(b) 場合により、ぶどう酒若しくは蒸留酒又は附則に記載されているカテゴリーの農産物若しくは食品を特定する保護された地理的表示であって、税関職員によって留置されたそのようなぶどう酒若しくは蒸留酒若しくはそのような農産物若しくは食品又はそのラベル若しくは包装における表示と、同一であるか又はその基本的な点において区別されることができないもの。

「営業日」とは、土曜日又は休日以外の日をいう。

禁止

第 51.03 条 輸入又は輸出の禁止

(1) 商品又はそのラベル若しくは包装が一かかる商品に関する登録商標所有者の同意なく一当該登録商標と同一である又はその基本的な点においてこれと区別することができない商標を付している場合、当該商品を輸入又は輸出してはならない。

例外

(2) (1)は以下の場合には適用しない。

(a) 商標が適用される国において、商標所有者の同意を得て当該商標が適用された場合

(b) 商品の、又は商標が商品のラベル又は包装上にある場合は当該ラベル又は包装に関連する商品の販売又は流通が、本法に違反しないこととなる場合

(c) 商品がそれを所持する個人により又はその荷物として輸入又は輸出され、その状況(商品の数を含む)により当該商品が個人使用に限定されることが明らかな場合、

(d) [廃止]

ぶどう酒又は蒸留酒

(2.1) ぶどう酒又は蒸留酒は、それら又はそれらのラベル若しくは包装に保護された地理的表示を付し、かつ、当該ぶどう酒又は蒸留酒が次に該当する場合には、輸入又は輸出されてはならないものとする。

(a) 表示に示されている領域を原産としないもの、又は

(b) 表示に示されている領域を原産とするが、その領域に適用される法律に従って生産されなかったか又は製造されなかったもの

農産物又は食品

(2.2) 附則に記載されたカテゴリーの農産物又は食品は、それ又はそのラベル若しくは包装に保護された地理的表示を付し、かつ、当該農産物又は食品が次に該当する場合には、輸入又は輸出されてはならないものとする。

(a) 表示に示されている領域を原産としないもの、又は

(b) 表示に示されている領域を原産とするが、その領域に適用される法律に従って生産されなかったか又は製造されなかったもの

例外

(2.3) (2.1)及び(2.2)は、以下の場合には適用しない。

(a) ぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品の販売又は流通一又は、当該ぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品のラベル又は包装上に保護された地理的表示が付されているときには、そのラベル又は包装が付随するぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品の販売又は流通一が、本法に違反しないこととなった場合

(b) ぶどう酒若しくは蒸留酒又は農産物若しくは食品が、それを所持する個人により又はその荷物として輸入又は輸出され、かつ、そのような商品の数を含む状況により、当該商品が個人の私的使用のみを対象とすることが示される場合、又は

(c) [廃止]

税関通過又は積替え管理

(2.4) (1)、(2.1)及び(2.2)の適用上、ぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品を含む商品について、カナダ国外のある場所から別の場所に出荷されている場合、カナダの関税通貨管理また

は税関積替管理にあるものは、免除を目的として輸入されたと見なされる。

制限

(3) (1), (2.1)又は(2.2)の違反は、第53.2条に基づく救済を生じさせるものではない。

支援請求

第 51.04 条 支援請求

(1) 登録商標所有者は、第 51.3 条に違反して輸入又は輸出された商品に関して本法に基づく救済を追求するに際し、大臣の定める様式及び方法により支援請求を大臣に提出することができる。

請求情報

(2) 支援請求には、商標所有者の名称及びカナダにおける住所並びに大臣が要求するその他の情報(登録商標及び商標が登録された商品に関する情報、又は原産地表示の場合、当該表示によって特定される商品を含む)を含むものとする。

有効期間

(3) 支援請求は、大臣が認容した日から 2 年間有効である。大臣は、商標所有者の要求に基づいて、当該期間を 2 年間延長することができ、更に複数回かく延長することができる。

担保

(4) 大臣は、支援請求を認容する又は請求の有効期間を延長する条件として、第 51.9 条に基づいて商標所有者が責を負うことになる金額の納付のために、商標所有者に対し大臣が指定した金額及び様式の担保を提供するよう求めることができる。

更新

(5) 商標所有者は、以下についての変更を可及的速やかに大臣に書面で報告するものとする。

- (a) 支援請求の対象である登録商標の有効性
- (b) 商標の所有権、又は
- (c) 商標が登録された商品、又は原産地表示の場合、当該表示によって特定される商品。

留置商品に関連する措置

第 51.05 条 税関職員による情報提供

関税法第 101 条に基づいて商品を留置する税関職員は、その裁量により、当該商品の輸入又は輸出が第 51.3 条に基づいて禁止されているか否かに関する情報を得るために、関連登録商標所有者に対し、商品の見本及び直接、間接を問わず何人をも特定しないと税関職員が合理的に思料する商品に関する情報を提供することができる。

第 51.06 条 救済を追求するための情報の提供

(1) 関税法第 101 条に基づいて商品を留置する税関職員は、当該商品の輸入又は輸出が第 51.3 条に基づいて禁止されていると疑う合理的な理由を有する場合は、その裁量により、当該商品の所有者が提出した関連登録商標に関する支援請求を大臣が受理したときは当該所有者に対し、当該商品の見本及び本法に基づく救済を追求する際に助けとなりうる以下のような当該商品に関する情報を提供することができる。

- (a) 商品の説明及びその特徴
- (b) 商品の所有者、輸入者、輸出者及び荷受人並びに商品を製造した者並びに商品の運搬に
関与した者の名称及び住所
- (c) 商品の数量
- (d) 商品の製造国及び通過国、並びに
- (e) 該当すれば、商品が輸入された日。

留置

(2) (3)に従うことを条件として、税関職員は第 51.3 条を執行する目的で、(1)に基づいて税関職員が見本又は情報を最初に所有者に送付した日又は利用可能にした日から 10 営業日を超えて一又は商品が消耗品の場合は 5 日を超えて一、当該商品を留置しないものとする。第 51.3 条を執行する目的で商品が留置されている間になされた所有者の請求により、税関職員は事情を考慮の上、10 営業日を超えない更なる期間 1 回に限り、消耗品でない商品を留置することができる。

手続の通知

(3) 第 51.3 条の執行を目的とする商品の留置が終了する前に、関連登録商標所有者が大臣に対し、大臣が定める方法で、留置商品に関して本法に基づく救済を得るための手続を開始する旨の裁判所に提出した文書の写しを提供した場合、税関職員は、大臣に以下のことが書面で通知されるまで、留置を継続するものとする。

- (a) 手続が最終的に処分、解決又は放棄されたこと
- (b) 裁判所が手続の目的で商品を留置しないよう指示したこと、又は
- (c) 商品のかかる留置が終了することに商標所有者が同意したこと。

留置の継続

(4) (3)(a)から(c)までにいう事由のいずれかの発生は、手続に関する以外の目的で税関職員が関税法に基づいて当該商品を継続して留置することを妨げるものではない。

第 51.07 条 第 51.05 条による情報の利用に関する制限

(1) 第 51.05 条に基づいて提供された見本又は情報を受領する者は、当該情報又は当該見本

から派生した情報を，商品の輸入又は輸出が第 51.03 条に基づいて禁止されているか否かに関する情報を税関職員に与えるため以外の目的で利用しないものとする。

第 51.06 条(1)による情報の利用に関する制限

(2) 第 51.06 条(1)に基づいて提供された見本又は情報を受領する者は，当該情報又は当該見本から派生した情報を，本法に基づく救済を追求するため以外の目的で利用しないものとする。

確実に期すために

(3) 確実に期すために付言すると，(2)は，示談による解決を目的とする商品に関する情報の秘密の通信を妨げるものではない。

第 51.08 条 検査

見本又は情報が第 51.06 条(1)に基づいて提供された後に，税関職員はその裁量により，留置商品の所有者，輸入者，輸出者及び荷受人並びに関連登録商標の所有者に対し，当該商品を検査する機会を与えることができる。

第 51.09 条 手数料に対する責任

(1) 第 51.06 条(1)に基づいて見本又は情報を受領した関連登録商標所有者は，留置商品の保管及び取扱手数料—並びに該当する場合は，留置商品を破棄するための手数料—について，税関職員が同項に基づいて見本又は情報を当該所有者に最初に送付した日又は利用可能にした日の翌日に開始し，以下のいずれかが生じた最初の日に終了する期間，カナダ国に対する責任を負う。

(a) 第 51.03 条を執行する目的で，又は第 51.06 条(3)が適用される場合は同項にいう手続の目的で，商品の留置が終了した場合

(b) 当該商品の輸入又は輸出は商標所有者の関連登録商標に関して第 51.03 条の違反ではないことを当該所有者が記載した書面通知を大臣が受領した場合

(c) 第 51.03 条を執行する目的で商品が留置されている間，商標所有者は当該商品に関して本法に基づく救済を得るための手続を開始しないことを記載した書面通知を大臣が受領した場合。

(1) (a) の例外

(2) (1) (a)にかかわらず，商品が関税法第 39 条(1)に基づいて没収され，大臣が，第 51.03 条の執行を目的とする商品の留置の終了前に，留置商品に関して本法に基づく救済を得るための手続を開始する旨の裁判所に提出された文書の写し，又は(1) (b)又は(c)にいう書面通知を受領しなかった場合，当該期間は商品が没収された日に終了する。

(1) (c) の例外

(3) (1) (c)にかかわらず，大臣が同項にいう書面通知を受領した後に商品が関税法第 39 条(1)に基づいて没収された場合，当該期間は商品が没収された日に終了する。

連帯責任

(4) (2)又は(3)に定める事情により没収された商品の所有者及び輸入者又は輸出者は関連登録商標所有者に対し，以下の期間に関して関連登録商標所有者が支払った(1)に基づくすべての手数料に関する連帯責任を負う。

(a) (2)にいう事情においては，第 51.03 条の執行を目的とする商品の留置が終了した日に

開始し、商品が没収された日に終了する期間、及び

(b) (3)にいう事情においては、(1) (c)にいう書面通知を大臣が受領した日に開始し、商品が没収された日に終了する期間。

例外

(5) 以下の場合には、(1)から(3)は適用されない。

(a) 第 51.03 条の執行を目的とする商品の留置が、第 51.06 条(1)に基づいて税関職員が見本又は情報を商標所有者に最初に送付した日又は利用可能にした日から 10 営業日が経過する前—又は商品が消耗品の場合は 5 日が経過する前—to 終了した場合、及び

(b) 留置の終了までに、大臣が留置商品に関して本法に基づく救済を得るための手続を開始する旨の裁判所に提出された文書の写し、又は(1) (b)又は(c)にいう書面通知を受領しなかった場合。

責任の不存在

第 51.10 条 責任の不存在

カナダ国又は税関職員のいずれも、以下を理由として第 51.03 条から第 51.06 条及び第 51.08 条の執行又は適用に関連して被った損失又は損害に対する責任を負わない。

- (a) 商品の留置、但し、留置が第 51.06 条(2)に違反する場合は別とする。
- (b) 商品を留置しなかったこと、又は
- (c) 留置商品の留置免除又は中止、但し、免除又は中止が第 51.06 条(3)に違反する場合は別とする。

留置商品に関連する裁判所の権能

第 51.11 条 裁判所への申請

(1) 第 51.06 条(3)にいう手続の過程において、裁判所は、大臣又は手続の当事者の申請に基づいて、以下を行うことができる。

- (a) 手続の対象である商品の保管又は留置について条件を課すこと、又は
- (b) 商品の所有者、輸入者、輸出者又は荷受人が裁判所の定める金額の担保を提供した場合には、裁判所が課すことのできる条件に基づいて、手続を目的とする商品の留置を終了する指示すること。

大臣の同意

(2) ある当事者が保税倉庫又は容認倉庫(これらの用語は、関税法第 2 条(1)に定義されている)以外の場所に留置商品を保管させるよう申請した場合、大臣は(1)に基づいて当該趣旨の条件が課される前に、当該場所における商品の保管に同意しなければならない。

関税法

(3) 裁判所は、関税法第 31 条にかかわらず、(2)に定める条件を課することができる。

留置の継続

(4) 手続を目的とする商品の留置をこれ以上しない旨の(1)(b)に基づく指示は、別の目的で税関職員が関税法に基づいて当該商品を継続して留置することを妨げるものではない。

担保

(5) 第 51.06 条(3)にいう手続の過程において、裁判所は、大臣又は手続の当事者の申請に基づいて、関連登録商標の所有者に対し、以下の目的で裁判所が定める金額の担保を提供するよう要求することができる。

- (a) 関税法第 2 条(1)に定義される関税、保管及び取扱手数料、並びに商品に対して請求可能となりうるその他の金額を賄うため、又は
- (b) 留置を理由として商品の所有者、輸入者、輸出者又は荷受人が被る可能性のある損害に対応するため。

第 51.12 条 商標所有者に対する損害賠償

裁判所は、第 51.06 条(3)にいう手続を開始した関連登録商標の所有者に対し、当該手続が却下された又は終了した場合には、手続の当事者である商品の所有者、輸入者、輸出者又は荷受人が商品の留置の結果として被った損失、費用又は不利益に対する損害賠償を裁定することができる。

商標代理人

第 51.13 条 秘匿特権付通信

(1) 以下の条件を満たす通信は、事務弁護士—依頼人間秘匿特権又は大陸法(civil law)における弁護士及び公証人の職務上の秘密の対象である通信と同様の特権が付されるものとし、何人も民事、刑事又は行政訴訟又は手続において当該通信の開示又は証言を要求されないものとする。

(a) 商標代理人リストにその名称が含まれている個人と当該個人の依頼人との間のもの

(b) 秘密であることが意図されるもの、及び

(c) 第 9 条(1)(e), (i), (i.1), (i.3), (n)又は(n.1)にいう商標、地理的表示又は標章の保護に関係する事項に関するアドバイスを求める又は与える目的でなされるもの。

権利放棄

(2) 依頼人が明示的に又は黙示的に特権を放棄した場合、(1)は適用されない。

例外

(3) 事務弁護士—依頼人間秘匿特権又は大陸法における弁護士及び公証人の職務上の秘密の例外は、(1)(a)から(c)に定める条件を満たす通信に適用される。

商標代理人 - カナダ以外の国

(4) カナダ以外の国の法律に基づいて商標代理人として行為する権限が与えられている個人と当該個人の依頼人との間の通信で、当該国の法律に基づいて秘匿特権が付与されており、かつ、商標代理人リストにその名称が含まれている個人と当該個人の依頼人との間でなされたとすれば(1)に基づく秘匿特権が付与されていたであろう通信は、(1)(a)から(c)に定める条件を満たす通信とみなされる。

商標代理人又は依頼人の代理で行為する個人

(5) 本項の適用上、その名称が商標代理人リストに含まれている個人又はカナダ以外の国の法律に基づいて商標代理人として行為する権限が与えられている個人は、その代理で行為する個人を含み、また依頼人は当該依頼人の代理で行為する個人を含む。

適用

(6) 本項は、本項の効力発生日前に行われた通信が当該日に未だ秘密である場合、及び当該日後になされた通信に適用される。但し、本項は当該日の前に開始された訴訟又は手続に関しては適用されない。

訴訟手続

第 52 条 定義

第 53 条から第 53.3 条までにおいて、

「裁判所」とは、連邦裁判所又はその州の最高裁判所をいい、

「関税」とは、関税法での意味と同義であり、

「大臣」とは、公安緊急対策担当大臣をいい、

「引取許可」[廃止]

第 53 条 一時保管手続

(1) 裁判所が、何れかの利害関係人の申請により、何らかの登録商標又は商号が本法に反することとなる商品の流通方法によりカナダに輸入されたか若しくはカナダで流通されようとする商品に付されているか又は原産地表示が違法に商品に付されていることを認めた場合は、裁判所は、命令を出し、その命令により定める期間内に提起される訴訟においてその輸入又は流通の合法性についての最終決定が出るまで、その商品の一時保管を求めることができる。

保証金

(2) (1)に基づく命令を出す前に、裁判所は、その命令によって当該商品の所有者、輸入者又は荷受人が被ると予想される損害額に応じ、かつ、その商品の当該命令に基づく一時保管中にその商品に対して課されることがある何らかの金額に対して、裁判所が定める金額での保証金を提供するようその申請人に対して要求することができる。

費用についての担保

(3) 本条に基づく訴訟において、商品の輸入又は流通の合法性を最終的に決定する判決により、無条件に又は条件付きで、その輸入又は流通が禁止された場合は、本条に基づいて出される命令の日前に生じた商品に対する費用についての担保は、当該判決の適正な執行に矛盾しない場合に限り、有効とする。

輸入禁止

(4) 本条に基づく訴訟において、裁判所がその輸入が本法に反し又は流通が本法に反することとなると認定した場合は、裁判所は、その商標、商号又は原産地表示が付された商品の将来における輸入禁止を命令することができる。

申請方法

(5) (1)にいう申請は、訴訟又はその他において、相手方に対する通知により又は一方的に行うことができる。

限定

(6) 大臣による商品の留置手続が第 53.1 条に基づいて執行される場合は、(1)に基づく大臣による商品の一時保管の手続は一切執行されない。

第 53.1 条 大臣による留置手続

(1) 裁判所は、登録商標の所有者からの申請があり、その登録商標が付された何らかの商品がカナダに輸入されようとし、又はカナダに輸入されたが未だ税関から引取が許可されていないこと、及びその商品のカナダでの流通が本法に反することとなることを認めた場合は、裁判所は、次の命令を出すことができる。

- (a) 大臣からの合理的な要求により申請人から提供された情報に基づいて、商品を留置するために合理的な措置を取るべき旨を大臣に指示すること
- (b) 留置後速やかに、当該留置及び留置の理由について申請人及び所有者又は商品の輸入者に通知すべき旨を大臣に指示すること、及び
- (c) 裁判所が適切とみなすその他の事項を規定すること

申請方法

(2) (1)にいう申請は、訴訟又はその他において、相手方に対する通知により又は一方的に行うことができるが、大臣には常に通知しなければならない。

裁判所は保証金を要求することができる

(3) (1)に基づく命令を出す前に、裁判所は、次の事項のために、裁判所が指定する金額の保証金提供を申請人に請求することができる。

- (a) 関税、保管料及び取扱料、並びに商品に対して課されるその他費用を補償すること、及び
- (b) この命令により商品の所有者、輸入者又は荷受人が被ることがある損害を補償すること

指示の照会

(4) 大臣は(1)に基づく命令を執行するに当たり裁判所に指示を照会することができる。

大臣は検査を許可することができる

(5) 大臣は、申請人の主張を実証し又は場合により異議を唱えることを目的として、申請人又は留置商品の輸入者に対し、その商品を検査する機会を与えることができる。

申請人が提訴しない場合

(6) (1)に基づく命令によって別段の定めをしない限り、関税法及び商品の輸入又は輸出を禁止、管理若しくは規制する他の議会制定法(any Act of Parliament)に従うことを条件として、(1)(b)に基づいて申請人が通知を受けた後2週間以内に、商品の輸入又は流通の合法性について裁判所の最終判決を求める訴訟が提起された旨の通知を大臣が受けていない場合は、大臣は、申請人に更に通知をすることなく、商品の引取を許可しなければならない。

裁判所が原告の有利を認めた場合

(7) 裁判所は、本条に基づいて提起された訴訟において、輸入が本法に反するか又は流通が本法に反することになると認める場合は、商品を破棄若しくは輸出すべき旨又は原告の所有物として原告に無条件で引き渡すべき旨の命令を含めて、裁判所が事情に応じて適切とみなす如何なる命令も出すことができる。

第 53.2 条 裁判所の救済付与権限

(1) 裁判所が、利害関係者の申請に基づいて、本法に反して何らかの行為がなされたことに納得した場合、裁判所はその事情において適切と認める命令を出すことができ、これには、差止命令による救済、損害又は利益の回復、懲罰的損害賠償、違反している商品、包装、ラベル及び広告素材並びに商品、包装、ラベル又は広告素材を製造するために使用された機器の破棄又はその他の処分を定める命令を含む。

利害関係者への通知

(2) 破棄又は別途処分の命令を出す前に、裁判所は、破棄又は別途処分される品目に利益又は権利を有する者に対して通知が付与されるよう指示するものとするが、但し、法の支配により当該通知の付与を要しないとの見解を裁判所が有する場合は別とする。

第 53.3 条 変更のない状態 - 輸出、販売又は流通

(1) 第 53.1 条又は第 53.2 条に基づく訴訟手続において、裁判所が以下を認めた場合、裁判所は、当該商品が変更のない状態で輸出、販売若しくは流通させる要求又は許可する同条に基づく命令を出すことを許可しない。但し、登録商標所有者の正当な利益に影響を与えない方法による場合又は例外となる事情がある場合は別とする。

(a) 登録商標を付した商品が、カナダで当該商品を流通した場合は本法に反することとなる方法でカナダに輸入されたこと、及び

(b) 登録商標が、その所有者の同意なく、当該商標を偽造若しくは模造する意図、又は公衆を欺瞞し、所有者の同意を得て商品が製造されたと公衆を誤認させる意図をもって、これらの商品に付されていること。

商標の除去

(2) (1)は、唯一の変更が商標の除去である商品に関しても適用される。

第 54 条 証拠

(1) 登録官の公式保管の書類及びその抄本についての証拠は、真正なものであることを登録官により認証されたとするそれらの写しの提出によるものとするができる。

同前

(2) 真正なものであることを登録官により認証されたとする登録簿の如何なる記入事項の写しも、そこに記載される事実の証拠とする。

同前

(3) 真正なものであることを登録官により認証されたとする商標登録の記録の写しは、そこに記載する事実の証拠とし、商標の登録所有者としてそこに記載される者がそこに定義された趣旨及び領域内でのその所有者である事実の証拠とする。

同前

(4) 1954 年 7 月 1 日前に有効な商標に関する何れかの法律の権限に基づいてなされた記入事項の謄本又は提出された書類の謄本であって、同法律の権限に基づいて認証されたものは、証拠として採用され、本条が定める通り本法に基づいて登録官により認証された謄本と同一の証拠力を有する。

第 55 条 連邦裁判所の管轄権

連邦裁判所は、本法の何れかの規定又はそれにより付与若しくは定義された何らかの権利若しくは救済の執行を求める訴訟又は第 51.01 条に基づく手続以外の手続を受け入れる管轄権を有する。

第 56 条 上訴

(1) 上訴は、本法に基づく登録官の如何なる決定に起因しても、その決定の通知が登録官から出された日から 2 月以内、又はその 2 月の満了の前後を問わず、裁判所が許可する延長期間内に連邦裁判所に対して提起することができる。

手続

(2) (1)に基づく上訴は、登録官及び連邦裁判所に上訴通知を提出することにより行われる

ものとする。

所有者への通知

(3) 上訴人は、(1)により定められた又は延長許可された期間内に、その不服の対象とする決定において登録官が言及した商標の登録所有者、及びその決定通知を受ける権利を有していた他のすべての者に対し、上訴通知の写しを、書留郵便で送付しなければならない。

公示

(4) 連邦裁判所は、(1)に基づく上訴の聴聞及びそれに包含される争点事項を、適正とみなされる方法により公示するべき旨を、指示することができる。

追加の証拠

(5) (1)に基づく上訴については、登録官に提出された証拠に追加する証拠を提出することができ、連邦裁判所は、登録官に帰属する如何なる裁量権も行使することができる。

第 57 条 連邦裁判所の専属管轄権

(1) 連邦裁判所は、登録官又は利害関係人の申請により、その申請日に登録簿に見られる記入事項がその標章の登録所有者と思われる者の現存の権利を正確に表現又は定義していないとの理由により、登録簿の何れかの記入事項を抹消又は修正すべき旨を命令する専属第 1 審裁判管轄権を有する。

制限

(2) 何人も、登録官が行った決定であって、その者が明示の通知を受け、かつ、その者がそれに起因する上訴の権利を有していたものに疑義を差しはさむ訴訟を本条に基づいて提起することができない。

第 58 条 提訴手続

第 57 条に基づく申請は、その申請開始通知書の提出により、その商標の侵害訴訟での反訴により、又は本法に基づく追加救済請求訴訟での請求陳述の何れかにより行われるものとする。

第 59 条 理由申立の通知

(1) 上訴が第 56 条に基づく上訴通知の提出によりなされ、又は申請が第 57 条に基づく申請開始通知の提出により行われる場合は、その通知には、救済措置を求める理由の完全な詳細を記載しなければならない。

答弁書

(2) (1)に規定する通知の写しを送達され、その上訴又は場合により申請について争う意思のある者は何人も、所定の期間内又は裁判所が許可する延長期間内に、その者が依拠する理由の完全な詳細を記載した答弁書を提出し、送達しなければならない。

聴聞

(3) 裁判所が別段の指示をしない限り、上訴又は申請の手続は、宣誓供述書により提出された証拠に基づき略式で聴聞を受けて決定されるものとし、この場合に、裁判所は命令を出して、全般的な又は命令において指定する 1 又は複数の争点に関する口頭証言の導入を含めて、その規則又は実務慣行から許容される如何なる手続も全当事者が行えるようにすることができる。

第 60 条 登録官による書類の移送

上訴又は申請が本法の何れかの規定に基づいて連邦裁判所に行われたときに、その手続の何れかの当事者から請求され及び所定の手数料が納付された場合は、登録官は、登録官の部局に保管されている、その手続における争点に係わるすべての書類、又は登録官が認証したそれら書類の写しを、裁判所に移送しなければならない。

第 61 条 判決

(1) 連邦裁判所登記所の書記官は、登録簿上の商標又は保護された原産地表示に関して連邦裁判所、連邦控訴裁判所又はカナダ最高裁判所が下したすべての判決又は命令の認証謄本を登録官に提出しなければならない。

当事者が送付する判決

(2) 当事者であった訴訟において、連邦裁判所、連邦控訴裁判所又はカナダ最高裁判所が下した判決又は命令に関して、登録官に請求を行う者は、登録官の要請によりその判決又は命令の写しを登録官に送付する。

通則

第 62 条 執行

本法は、産業大臣が執行する。

第 63 条 登録官

(1) 商標登録官を置くものとし、かかる登録官は特許法第 4 条(1)に基づいて指名される特許庁長官とする。登録官は、産業次官に対して責任を負う。

登録官代行

(2) 登録官が不在のとき若しくは職務を遂行できないとき又は登録官の職位が空席のときは、産業大臣が指名するその他の職員が登録官代行の資格で、登録官の権限を行使し、その職責及び職能を遂行する。

補佐

(3) 登録官は、大臣と協議の後、登録官が適格とみなす何れかの者に対し、本項に基づく委譲の権限を除き、本法に基づく登録官の権限、職責及び職能を委譲することができる。

上訴

(4) (3)により決定の権限を与えられた者が本法に基づいて下した決定は、本法に基づく登録官の決定と同様の方法で、かつ、同様の条件に従うことを前提として、上訴することができる。

第 64 条 電子的形式及び手段

(1) 規則に従うことを条件として、本法に基づき登録官に提出される書類、情報又は手数料は、登録官が指定する電子的形式及び電子的手段で提出することができる。

収集、保管など

(2) 規則に従うことを条件として、登録官は電子的手段を使用して、書類又は情報を、作成、収集、受領、保管、転送、配布、公告、認証、又はその他の方法で処理することができる。

定義

(3) 本条では、形式又は手段に関して、「電子的」には、光学的、磁氣的及び他の類似の形式又は手段が含まれる。

第 65 条 規則

総督は、本法の目的及び規定を施行するための規則を定めることができ、特に次の事項に関する規則を定めることができる。

- (a) 本法に基づき保持されるべき登録簿の形式及び記載される登録に関する事項
- (b) 登録官への申請及びそれらの申請の処理に関する事項
- (c) 第 30 条(2)(a)にいう商品又はサービスが記載される方法に関する事項
- (d) 第 41 条(1)(f)に基づく登録の併合に関する事項。これには、第 46 条に基づく更新の適用上、登録又は最終更新のみなし日を含む。
- (e) 商標に関する移転、ライセンス、権利の部分放棄、判決若しくはその他の書類の記録又は登録に関する事項
- (f) 商標代理人の一覧の維持並びに一覧に記載される者及び事務所の名称の登録及び削除に

関する事項。これには、一覧に名称を入力され、及び一覧に名称を維持するために満たさなければならない資格及び満たさなければならない条件を含む。

(g) 登録証に関する事項

(h) 第 11.12 条(2)にいう陳述を公告することを大臣に請求する、第 11.11 条に定義する大臣への申請を行うことができる手続及び形式に関する事項

(i) 第 38 条及び第 45 条に基づく手続に関する事項。これには当該手続に関する書類を含む

(j) 登録官への手数料の納付、それらの手数料の額及び以前に納付された手数料が全部又は一部還付される事情に関する事項

(j.1) 所定の条件に従うことを条件として、事情が正当であると登録官が納得した場合、手数料の納付を放棄することを登録官に許可すること

(k) 登録官が受領したとみなされる時点を含む、登録官への書類及び情報の提出に関する事項

(l) 登録官と他者間の通信に関する事項

(m) ニース分類の類による商品又はサービスのグループ化及びそれらの類の番号付けに関する事項、及び

(n) 本法により規定すべきことを規定すること

第 65.1 条 規則—マドリッド議定書とシンガポール条約

総督は、次の施行のための規則を定めることができる。

(a) 本法の如何なる規定にも拘らず、1989 年 6 月 27 日にマドリッドにおいて採択された標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書(カナダが締約国である場合に随時行われた修正、変更及び改訂を含む)、及び

(b) 2006 年 3 月 27 日にシンガポールで採択された商標法に関するシンガポール条約(カナダが締約国である場合に随時行われた修正及び改訂を含む)

第 65.2 条 規則

総督は、次に関する規則を定めることができる。

(a) 第 11.12 条(1)に基づいて備えられる一覧であって、当該一覧化された地理的表示及び当該一覧に含まれることになる翻訳に関する情報を含むもの、及び

(b) 第 11.13 条に基づく手続であって、それらの手続に関連する書類を含むもの。

第 66 条 期間延長

(1) 本法に基づき定める行為をなすための期間が所定の日又は登録官が指定する日に満了する場合、当該期間は、所定の日又は指定する日ではない次の日まで延長される。

日を指定する権限

(2) 登録官は、不測の事態が発生したことにより及び登録官がそれを行うことが公の利益であると認める場合、(1)の適用上、任意の日を指定することができる。日を指定した場合、登録官はカナダ知的所有権庁のウェブサイトでその事実を公に知らせるものとする。

ニューファンドランド

第 67 条 1949 年 4 月 1 日前の商標登録

(1) 1949 年 4 月 1 日前のニューファンドランドの法律に基づく商標登録は、ニューファンドランドがカナダの一部になっていなかったものとしてニューファンドランド州内において同一の有効性及び効果を有し、当該法律に基づき又はこれにより取得したすべての権利及び特権は、ニューファンドランドがカナダの一部になっていなかったものとしてニューファンドランド州内において引き続き行使又は享受することができる。

1949 年 4 月 1 日に係属中の商標出願

(2) 1949 年 4 月 1 日直前に存在していたニューファンドランドの法律は、その時点で係属中のニューファンドランドの法律に基づく商標登録出願に関して引き続き適用され、それらの出願に基づいて登録された商標はすべて、本条の適用上、1949 年 4 月 1 日前のニューファンドランドの法律に基づいて登録されたものとみなす。

第 68 条 1949 年 4 月 1 日前の商標又は商号の使用

本法の適用上、1949 年 4 月 1 日前のニューファンドランドにおける商標の使用若しくは公知、又は商号の使用は、その日前のカナダにおける商標の使用若しくは公知、又は商号の使用とはみなさない。

経過規定

第 68.1 条 表示「ボーフォール」の使用

(1) ある者又はその前権利者が、附則に記載されているチーズのカテゴリーの農産物又は食品についての業務又は営業活動に関して、表示又はその翻訳を 2013 年 10 月 18 日前の 10 年未満の間使用していた場合には、本項が施行される日に開始し、かつ、その日から 5 周年で終了する期間の間、第 11.15 条は、業務に関連して、その者によって表示「ボーフォール」又はその何れかの言語への翻訳を使用することに対しては適用されない。

表示「ニュルンベルガーブラートヴルスト」の使用

(2) ある者又はその前権利者が、附則に記載されている生、冷凍及び加工肉のカテゴリーの農産物又は食品についての業務又は営業活動に関して表示又はその翻訳を 2013 年 10 月 18 日前の 5 年未満の間使用していた場合には、本項が施行される日に開始し、かつ、その日から 5 周年で終了する期間の間、第 11.15 条は、業務に関連してその者によって、表示「ニュルンベルガーブラートヴルスト」又はその何れかの言語への翻訳を使用することに対しては適用されない。

表示「ジャンボンドバイヨンヌ」の使用

(3) ある者又はその前権利者が、附則に記載されている乾燥塩漬肉のカテゴリーの農産物又は食品についての業務又は営業活動に関して、表示又はその翻訳を 2013 年 10 月 18 日前の 10 年未満の間使用していた場合には、本項が施行される日に開始し、かつ、その日から 5 周年で終了する期間の間、第 11.15 条は、業務に関連してその者によって、表示「ジャンボンドバイヨンヌ」又はその何れかの言語への翻訳を使用することに対しては適用されない。

制限

(4) 第 68.1 条(1)から(3)までの適用上、ある者が表示若しくはその翻訳又はその両方を使用する権利を移転したにすぎない場合、その者は前権利者とはならない。

第 68.2 条 第 38 条(2) (a. 1) の不適用

商標登録出願が、第 37 条(1)に基づき、同項が発効する日前に公告された場合、第 38 条(2) (a. 1) に規定する理由に基づいて当該出願に異議を申し立てることはできない。

第 69 条 [廃止]

第 69.1 条 公告されていない出願

経済行動計画 2014 年法第 1 号第 339 条によって制定された、第 33 条(1)に規定するすべての項目が、当該第 339 条が発効する日前に登録官に受領され、かつ、当該日前に第 37 条(1)に基づき公告されていない登録出願は、次に従って処理され、かつ、処分されるものとする。

(a) 経済行動計画 2014 年法第 1 号によって制定され、又は修正された、本法の規定(第 31 条、第 33 条(1)及び第 34 条を除く)、及び

(b) 経済行動計画 2014 年法第 1 号第 339 条が発効する日の直前に有効な第 34 条

第 70 条 公告された出願

(1) 経済行動計画 2014 年法第 1 号第 342 条が発効する日前に、第 37 条(1)に基づき公告さ

れた登録出願は、次に従って処理され、かつ、処分されるものとする。

(a) 経済行動計画 2014 年法第 1 号第 342 条が発効する日の直前に有効な本法の規定(第 6 条(2)から(4)まで、第 28 条、第 36 条、第 38 条(6)から(8)まで、第 39 条、第 40 条及び第 66 条を除く)

(b) 経済行動計画 2014 年法第 1 号により制定された、第 2 条におけるニース分類の定義、第 6 条(2)から(4)まで、第 28 条、第 36 条、第 38 条(6)から(12)まで、第 39 条、第 40 条並びに第 48 条(3)及び(5)、及び

(c) 経済行動計画 2015 年法第 1 号により制定された第 66 条

規則

(2) 確実を期すため、本法に基づき定める規則は、規則に別段の定めがない限り、(1)にいう出願に適用される。

ニース分類

(3) (1)に拘わらず、登録官は、経済行動計画 2014 年法第 1 号第 339 条により制定された、第 30 条(3)で規定する方法で商品又はサービスがグループ化されるように、(1)にいう出願に含まれる商品又はサービスの陳述を修正することを、出願人に要請することができる。

不一致

(4) 商品又はサービスがグループ化される類に関して疑義が生じる場合、登録官が決定するものとし、その決定は上訴の対象とはならない。

第 71 条 使用宣言

確実を期すため、出願人は、登録官が商標を登録し、登録証を発行するために、経済行動計画 2014 年法第 1 号第 345 条が発効する日の直前に有効な第 40 条(2)にいう使用宣言を提出する必要はない。

第 72 条 登録商標—発効前に提出された出願

経済行動計画 2014 年法第 1 号第 345 条が発効する日以降に、当該日前に提出された出願に基づき当該日以降に登録された商標について生じる事柄は、本法の規定に従って処理され、かつ、処分されるものとする。

第 73 条 登録商標

(1) (2)から(4)までに従うことを条件として、経済行動計画 2014 年法第 1 号第 345 条が発効する日以降に、当該日前に登録された商標について生じる事柄は、本法の規定に従って処理され、かつ、処分されるものとする。

第 26 条(2)(e. 1)条の適用

(2) 第 26 条(2)(e. 1)は、登録簿が第 44.1 条に基づき修正されない限り、(1)にいう商標には適用されない。

登録簿の修正

(3) 登録官は、経済行動計画 2014 年法第 1 号により行われた本法の修正を反映するために、第 26 条に基づき保持される登録簿を修正することができる。

第 46 条(1)

(4) 経済行動計画 2014 年法第 1 号第 350 条が発効する日の直前に有効な第 46 条(1)は、登

録が更新されるまで、同条が発効する日前の日に登録簿に記録されている登録に、引続き適用される。